

六ヶ所村 障がい者計画

2024-2029

令和6年3月
六ヶ所村

はじめに



本村では、平成30年度から令和5年度までの6年間の計画期間とする「六ヶ所村障がい者計画（2018-2023）」を策定し、障がいのある人に関する様々な分野の施策目標を掲げ、その推進に努めて参りました。

国の動きとしては、平成28（2016）年4月に、いわゆる「障害者差別解消法」が施行され、平成30（2018）年4月に「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」が施行されるなど、障がい者施策に係る一連の法整備が進められました。

また、令和5年に第5次障害者基本計画を策定し、障害者基本法の目的の達成と「一人ひとりの命の重さは障がいの有無によって少しも変わることはない」という価値観を国民全体で共有できる社会などの実現に向けて、各分野の取組を進めることとしています。

このたび、「六ヶ所村障がい者計画（2018-2023）」の計画期間が令和5年度をもって終了することから、障がいのある人の生活実態や社会状況の変化に即した障がい者施策を、さらに総合的・計画的に推進していくため、「六ヶ所村障がい者計画（2024-2029）」を策定することとなりました。「共に健康でいきいきした暮らしを創る」を基本理念とし、近年の制度改革の理念や方向性を反映させるとともに、これまでの計画の成果と課題を踏まえ、障がい者施策を一層充実させていく所存です。

今後の推進に向けては、障がいの有無によって分け隔てられることなく、地域社会で安心して暮らせるまちづくりを進め、本村の将来像である「安らぎと幸せを実感できるまち」をめざす村政運営に取り組んでまいりますので、皆様のより一層のご理解とご協力をいただきますよう、お願い申し上げます。

最後になりますが、本計画の策定にあたりまして、専門的な立場から貴重なご意見、ご助言を賜りました六ヶ所村地域自立支援協議会の委員の皆様方をはじめ、アンケートにご協力いただきました村民の皆様、その他ご協力をいただきました関係者の皆様方に心から感謝申し上げます。

令和6年3月

六ヶ所村長 戸田 衛

目次

第1章 計画の概要

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
	(1)計画の法的位置づけ	2
	(2)計画の対象	2
	(3)他計画との調和	3
3	計画の期間	4
4	計画の策定体制	5
	(1)計画の策定体制	5
	(2)地域自立支援協議会	5
	(3)アンケート調査	5

第2章 障がい者を取巻く現状

1	本村の人口の推移	7
2	障がい者の状況	9
	(1)障がい者数	9
	(2)身体障がい者の状況	10
	(3)知的障がい者の状況	11
	(4)精神障がい者の状況	11
	(5)難病患者等の状況	12
3	障がい者の在学、雇用・就業の状況	13
	(1)障がい者の就学状況	13
	(2)障がい者の就労状況	14

第3章 計画の基本的な考え方

1	基本理念	15
2	各分野に共通する横断的視点	16
	(1)障害者権利条約の理念の尊重及び整合性の確保	16
	(2)共生社会の実現に資する取組の推進	16
	(3)当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援	17
	(4)障がい特性等に配慮したきめ細かい支援	17
	(5)障がいのある女性、子ども及び高齢者に配慮した取組の推進	17
3	施策の体系	18

第4章 障がい者施策の基本的な方向

1	理解促進及び啓発・広報活動の推進	19
	(1)啓発・広報活動の推進	19
	(2)障がい・障がい者への理解促進	22
	(3)ボランティア活動の推進	24
2	差別の解消、権利擁護の推進及び虐待防止	25
	(1)権利擁護の推進と虐待防止	25
	(2)障がいを理由とする差別の解消	28
3	安全・安心な生活環境の整備	30
	(1)住宅の確保	30
	(2)移動がしやすい環境の整備	32
	(3)障がい者に配慮した総合的な福祉のまちづくり	36
4	情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	38
	(1)情報アクセシビリティの向上	38
	(2)意思疎通支援の充実	40
5	防災、防犯等の推進	41
	(1)防災対策の推進	41
	(2)防犯対策及び消費者トラブルの防止の推進	45
6	保健・医療の推進	46
	(1)障がいの原因となる疾病等の予防・治療	46
	(2)医療リハビリテーションの充実	48
	(3)精神保健福祉施策の推進	49
	(4)難病に関する施策の推進	50
7	自立した生活の支援・意思決定支援の推進	51
	(1)意思決定支援及び相談支援体制の充実	51
	(2)障がい福祉サービスの充実	55
	(3)障がいのある子どもに対する支援の充実	58
	(4)保健・医療・福祉の人材育成	60
8	教育の振興	61
	(1)インクルーシブ教育システムの推進	61
	(2)教育環境の整備	62
9	雇用・就業、経済的自立の支援	65
	(1)総合的な就労支援	65
	(2)障がい者雇用の促進	68
	(3)経済的自立の支援	69
10	文化芸術活動・スポーツ等の振興	72
	(1)文化芸術活動及びスポーツ等に親しめる環境の整備	72

第5章 計画の推進

1 計画の推進	75
(1)関係機関、地域との連携.....	75
(2)人材の育成・確保	75
2 計画の進行管理体制	76

資料編

1 六ヶ所村地域自立支援協議会設置要綱.....	77
2 六ヶ所村地域自立支援協議会委員名簿	79
3 用語解説	80

村では、国制度等で定められているものは「障害」、その他一般名詞については「障がい」と明記することとしています。

第1章

計画の概要

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

障がい者を支援する方向性は年々変わってきており、平成17年4月に医療・保健・福祉・教育・就労などにおける発達障がい者の社会的な支援体制の確立を目指すための「発達障害者支援法」の施行、平成18年度から福祉サービスの提供主体を市町村とし、共通の障がい福祉サービスを提供することや一般就労への移行を目的とする事業の創設などを目的とした「障害者自立支援法」が施行されました。さらに平成25年には、基本理念を「地域社会における共生の実現」として「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）が施行されるなど、障がい者施策は自立支援、社会参加を促進する方向へ大きく変化しました。

また、平成23年8月に「障害者基本法」の改正があり、共生社会の実現を目指すとともに、障がい者の定義の見直しや、差別の禁止などが規定されました。平成24年には、「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が施行。同年、差別の解消を推進し、すべての人が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するために「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が成立し、平成28年4月から施行されました。

令和4年5月には、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が制定され、障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資することを目的とした施策が展開されています。国では、同法の規定の趣旨を踏まえた令和5年度を初年度とする「障害者基本計画(第5次)」を新たに策定しています。

本村は、平成30年に「六ヶ所村障がい者計画（2018-2023）」を策定し、「すべての住民が互いの個性を認め合い、共に暮らし、共に支え合う地域づくり」を目指して各種障がい者施策を推進してきました。

今回、計画期間が終了することから、本村の障がい者等を取り巻く現状と課題、今後の障がい者施策の方向性を定めるための新たな計画として、「六ヶ所村障がい者計画（2024-2029）」を策定することとしました。

2 計画の位置づけ

(1) 計画の法的位置づけ

本計画は障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく、障がい者の状況等を踏まえ、障がい者のための施策に関する基本的な計画（市町村障がい者計画）です。

障がい者計画は、障がい者福祉に関する、保健、医療、福祉、雇用、教育、就労、啓発・広報等あらゆる分野を網羅した総合的な計画です。

(2) 計画の対象

「障がい者計画」の対象者である障がい者とは、障害者基本法第 2 条に規定する「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とします。

【障害者基本法】

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 2 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(3)他計画との調和

①障がい者計画と障がい福祉計画及び障がい児福祉計画との整合性

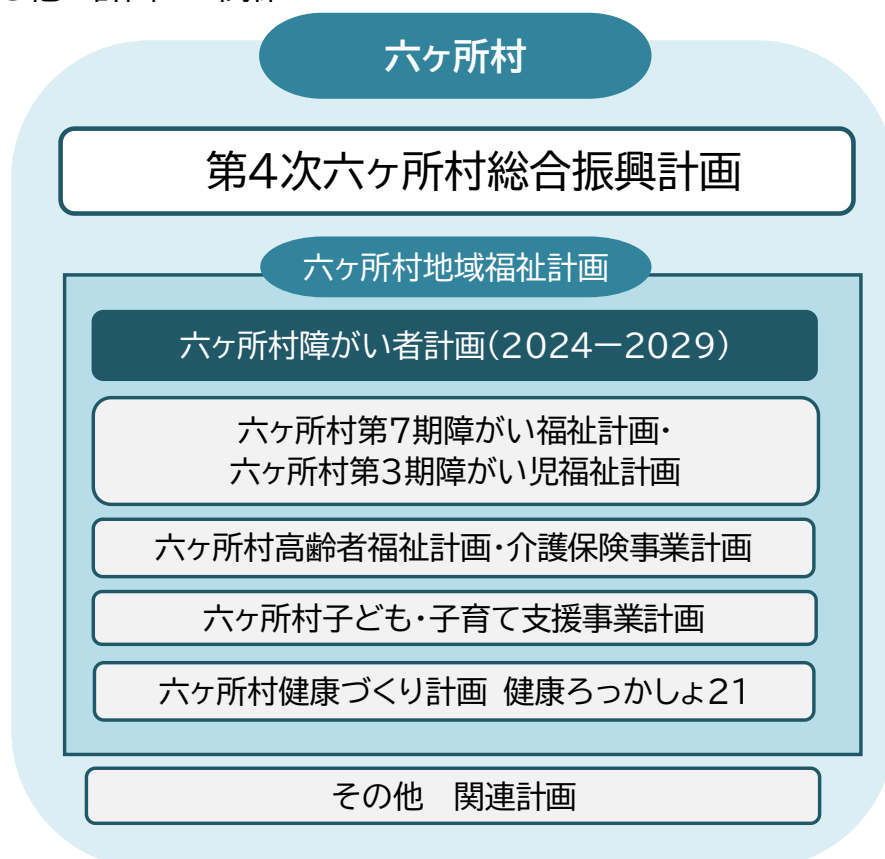
「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」は、障がい福祉サービス等の数値目標を掲げる計画であり、障がい者計画の一部に位置づけられることから、本計画との整合性を図ることが必要です。

②関連する他の計画等との整合性

策定にあたっては、国の「第5次障害者基本計画」や青森県の「第4次障害者計画」を踏まえた上で、また、上位計画である「第4次六ヶ所村総合振興計画」や「六ヶ所村地域福祉計画」との整合性を図ったほか、その他村の福祉計画と有機的なつながりを持ち、相互に作用することを目指しました。

また、国の障害者基本計画においては、「障害者権利条約」に係る取組の適切な連携に努めていくとしていることから、本計画においても「障害者権利条約」との整合性及び連携に努めていくこととします。

●関連する他の計画との関係

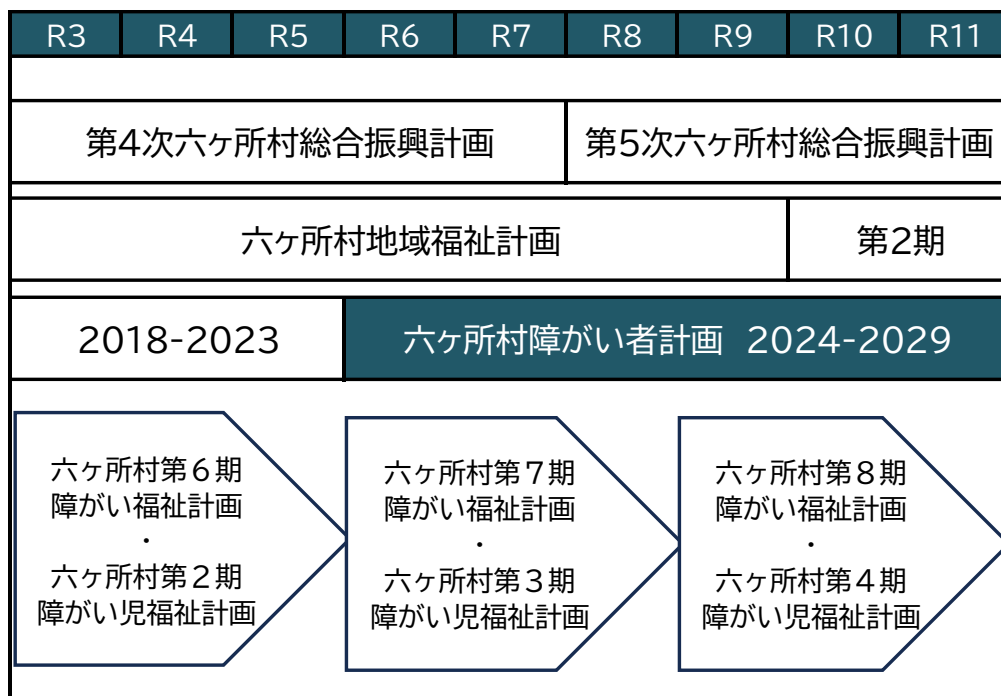


3 計画の期間

計画期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。

ただし、計画期間中であっても、計画の実施状況や社会情勢の変化などの村民を取り巻く状況の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

●計画期間



4 計画の策定体制

(1) 計画の策定体制

福祉課が中心となり、庁内の関係各課と連携しながら、各施策分野の資料等の収集、現状・課題の整理、分析を行い、それを基に地域自立支援協議会に提出するための計画（素案）を作成しました。また、計画（素案）の作成にあたっては、障がい者に対してアンケート調査を行い、その結果を反映するよう留意しました。

(2) 地域自立支援協議会

地域自立支援協議会は、学識経験者、障がい者団体、教育・保健・医療関係者、相談支援事業者、障がい福祉サービス事業者、庁内の関係各課の職員等により構成し、事務局にて作成された計画（素案）について審議、修正を加え、最終的な計画（案）を策定しました。

(3) アンケート調査

計画策定にあたっては、障がい者の日常生活の状況や福祉サービスに関するニーズなどを把握するため、障害者手帳の所持者（身体障害者手帳、愛護手帳、精神障害者保健福祉手帳）を対象にアンケート調査を実施しました。

アンケート調査の実施概要

調査対象者	令和5年8月1日現在、本村住民である在宅の障害者手帳所持者
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	令和5年8月～9月

配布・回収の結果

配布数	回収数 【回収率】	無効回答数	有効回答数 【有効回答率】
443件	159件 【35.9%】	0件	159件 【35.9%】

第2章

障がい者を取巻く現状

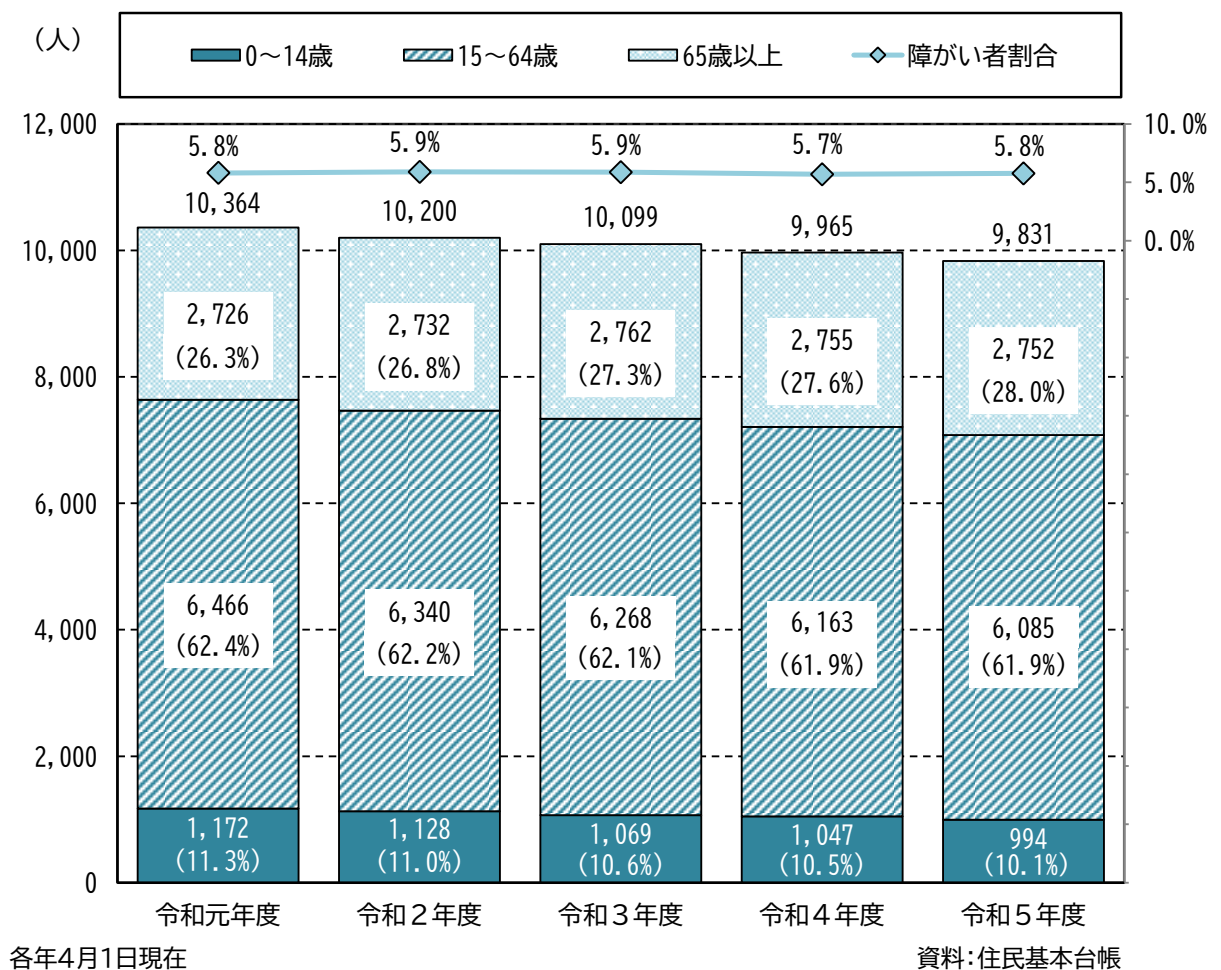
第2章 障がい者を取巻く現状

1 本村の人口の推移

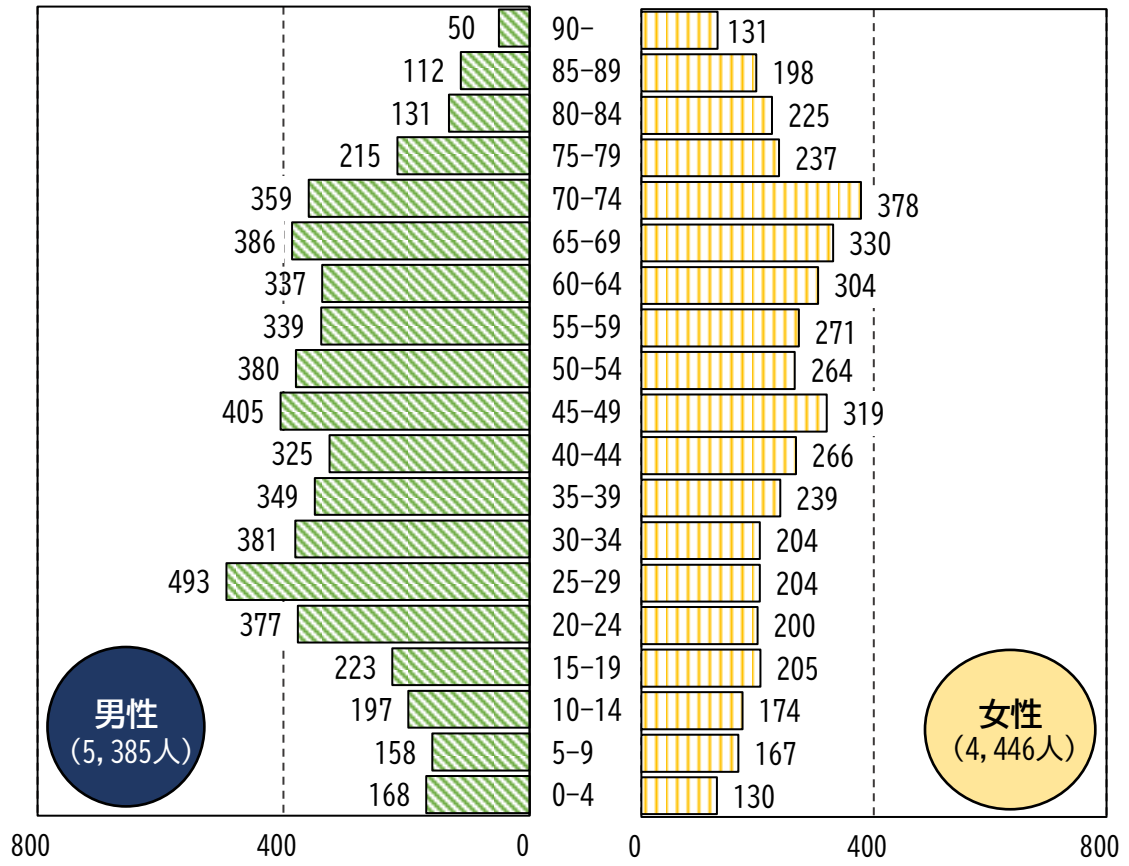
近年の本村の人口は、減少傾向で推移し、令和5年の総人口は9,831人で、令和元年度に比べ533人減少しています。また、人口に占める障がい者の割合は、令和5年では5.8%となっています。

令和5年の人口構成をみると、男性は25歳～29歳、女性は70～74歳の年齢階層に人口が多くなっています。

●年齢3区分別人口推移



●人口構成



令和5年4月1日現在

資料:住民基本台帳

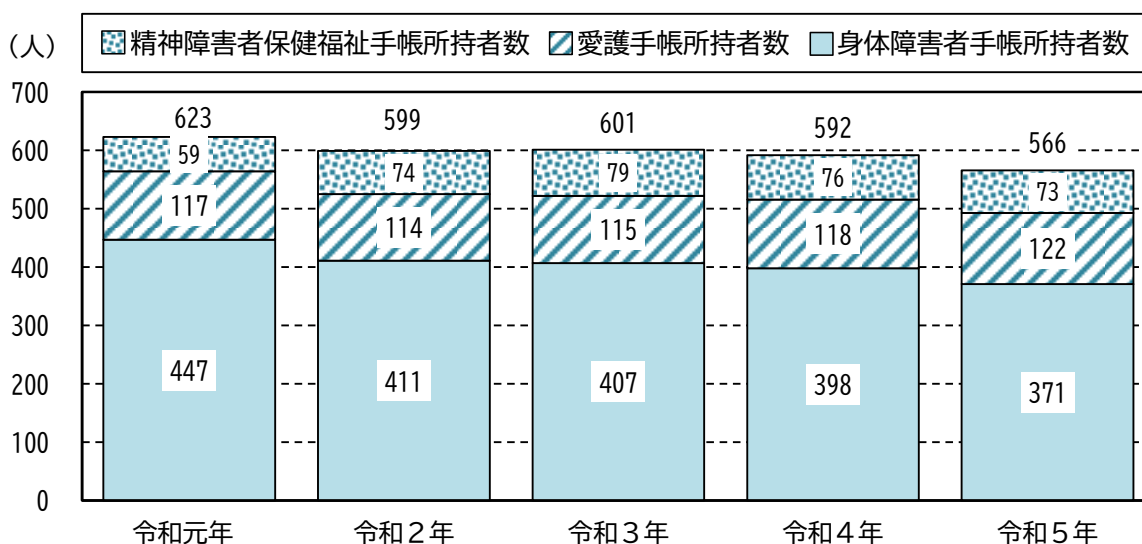
2 障がい者の状況

(1)障がい者数

障害者手帳の所持者から障がい者数を把握すると、令和4年から令和5年にかけて26人の減少となっています。

また、障がい種別の人数では、各年とも、身体障害者手帳所持者（身体障がい者）の割合が、障がい者全体の7割近くを占めています。

●障がい者数の推移(手帳所持者)



各年3月31日現在

資料：福祉課

(2)身体障がい者の状況

令和5年における身体障害者手帳所持者数は、1級の重度障がい者が152人と全体の約41%を占めています。また、障がい種別では、肢体不自由が最も多く、173人となっています。

●身体障害者手帳所持者数の推移【等級別】 (単位:人)

等級	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1級	172 (118)	161 (113)	165 (116)	157 (106)	152 (98)
2級	68 (52)	61 (48)	57 (45)	57 (41)	49 (35)
3級	54 (45)	49 (39)	47 (40)	47 (38)	46 (37)
4級	101 (82)	90 (76)	88 (72)	90 (73)	85 (67)
5級	26 (19)	26 (18)	24 (17)	20 (14)	18 (13)
6級	26 (20)	24 (20)	26 (21)	27 (21)	21 (16)
計	447 (336)	411 (314)	407 (311)	398 (293)	371 (266)

各年3月31日現在

資料: 福祉課

※()内の数値は65歳以上の人数

●身体障害者手帳所持者数の推移【障がい別】 (単位:人)

障がい名	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
視覚・視野障がい	28 (19)	29 (20)	30 (21)	28 (20)	27 (20)
聴覚・平衡障がい	49 (46)	44 (42)	45 (43)	42 (39)	35 (32)
音声・言語・咀嚼障がい	6 (5)	6 (5)	6 (5)	6 (5)	5 (4)
肢体不自由	223 (158)	198 (144)	193 (138)	188 (130)	173 (117)
内部障がい※1	141 (108)	134 (103)	133 (104)	134 (99)	131 (93)
計	447 (336)	411 (314)	407 (311)	398 (293)	371 (266)

各年3月31日現在

資料: 福祉課

※()内の数値は65歳以上の人数

※1 内部障がいとは、心臓、呼吸、腎尿路、消化などの内臓機能の障がいのこと。

(3)知的障がい者の状況

知的障がい者の程度については、各年とも若干ではありますがB（中軽度）の人数がA（重度）の人数を上回っています。

年齢別では、令和5年の18歳未満の障がい児数は、全体の約17%を占めています。

●愛護手帳所持者数の推移【程度別】

(単位:人)

程度区分	年齢層	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
A (重度)	18歳未満	5	4	4	4	4
	18歳以上	52	50	48	50	50
	計	57 (16)	54 (17)	52 (16)	54 (16)	54 (16)
B (中軽度)	18歳未満	9	11	13	13	17
	18歳以上	51	49	50	51	51
	計	60 (6)	60 (3)	63 (4)	64 (5)	68 (5)
合計	18歳未満	14	15	17	17	21
	18歳以上	103	99	98	101	101
	計	117 (22)	114 (20)	115 (20)	118 (21)	122 (23)

各年3月31日現在

※()内の数値は65歳以上の人数

資料:福祉課

(4)精神障がい者の状況

令和5年における精神障害者保健福祉手帳所持者数は、1級が23人、2級が36人、3級が14人となっています。

●精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移【等級別】

(単位:人)

等級	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1級	20 (6)	24 (6)	23 (7)	27 (9)	23 (8)
2級	31 (6)	39 (4)	45 (6)	39 (6)	36 (6)
3級	8 (0)	11 (1)	11 (1)	10 (1)	14 (2)
計	59 (12)	74 (11)	79 (14)	76 (16)	73 (16)

各年3月31日現在

※()内の数値は65歳以上の人数

資料:福祉課

(5) 難病患者等の状況

原因が不明で治療法が確立されていない難病のうち、厚生労働省が定める疾患を「特定疾患」とし、その治療にかかる医療費の一部を公費で負担しています。

令和5年の特定疾患医療受給者数は76人、小児慢性特定疾病医療受給者数は、8人となっています。

●特定疾患医療受給者及び小児慢性特定疾病医療受給者数の推移 (単位:人)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
特定疾患医療受給者数	53	62	63	63	76
小児慢性特定疾病医療受給者数	10	9	9	10	8

各年3月31日現在(令和5年は10月現在)

資料:上北地域県民局(上十三保健所)

3 障がい者の在学、雇用・就業の状況

(1)障がい者の就学状況

村内の小中学校において、障がいのある児童のための特別支援学級数と在籍児童・生徒数は、令和5年度では12学級25人となっています。

●小中学校の特別支援学級の状況

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	学級数	児童・生徒数	学級数	児童・生徒数	学級数	児童・生徒数
小学校	6学級	13人	7学級	17人	9学級	21人
中学校	5学級	10人	5学級	10人	3学級	4人
合 計	11学級	23人	12学級	27人	12学級	25人

各年度4月1日現在

資料:六ヶ所村 教育委員会

また、本村児童・生徒の特別支援学校への就学状況は、令和5年度では計4人です。

●特別支援学校への就学状況

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	七戸養護学校	その他	七戸養護学校	その他	七戸養護学校	その他
小学校	3人	1人	3人	1人	2人	0人
中学校	4人	0人	3人	0人	1人	1人
計	7人	1人	6人	1人	3人	1人
合 計	8人		7人		4人	

各年度4月1日現在

資料:六ヶ所村 教育委員会

(2)障がい者の就労状況

野辺地公共職業安定所管内（七戸町・東北町・野辺地町・横浜町・六ヶ所村）に本社を置く企業のうち、法定雇用率※2.3%が適用される一般の民間企業（常用労働者数45.5人以上規模の企業）のうち法定雇用率を達成している企業数は令和5年6月1日現在で野辺地公共職業安定所管内で54.4%、六ヶ所村内で46.9%となっています。

●法定雇用率達成企業の割合

野辺地公共職業安定所管内	六ヶ所村内
54.4%	46.9%

令和5年6月1日現在

※ 法定雇用率は、民間企業や国、地方公共団体は、障害者雇用率に相当する人数以上の障害のある方を雇用しなければならないとする制度のこと。令和5年度からの障害者雇用率は、2.7%となっています。ただし、雇入れに係る計画的な対応が可能となるよう、令和5年度においては2.3%、令和6年度から2.5%、令和8年度から2.7%と段階的に引き上げることとなっています。

第3章

計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画の基本理念を次のように掲げます。

< 基本理念 >

共に健康でいきいきした暮らしを創る

本計画では、「共に健康でいきいきした暮らしを創る」を基本理念として障がい者福祉を推進します。

障がい者も地域の一員として普通に暮らせることは、誰にとっても豊かで安心な地域社会であることのひとつの証です。障がい者が自らの意思による選択と決定のもとに自立し、社会のあらゆる活動に参加するためには、周りがそのことに理解を示し、協力していくことが何よりも肝心です。すべての住民が、互いの個性を認め合いながら思いやり、共に暮らし、共に支え合う地域づくりを目指します。

2 各分野に共通する横断的視点

(1) 障害者権利条約の理念の尊重及び整合性の確保

障がい者に係る施策を実施するに当たっては、「障害者権利条約（※）」の理念を尊重するとともに、整合性を確保することが重要です。

「私たちのことを、私たち抜きに決めないで」の考え方の下、「インクルージョン（※）」を推進する観点から、障がい者を施策の客体ではなく、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会に参加する主体としてとらえるとともに、障がい者施策の検討及び評価に当たっては、障がい者が意思決定過程に参画することとし、障がい者の視点（ニーズ調査など）を施策に反映させます。

また、障がい者本人の自己決定を尊重する観点から、障がい者本人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう、相談の実施等による意思決定の支援とともに、言語その他の意思疎通のための手段を選択する機会の提供を促進します。
※用語解説 P80

(2) 共生社会の実現に資する取組の推進

障害者権利条約が採用している考え方に即して改正された障害者基本法第2条においても、障がい者を「障害がある者であって、障害と社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定義しており、障がい者が経験する困難や制限が障がい者個人の障がいと社会的な要因の双方に起因するという視点が示されています。

こうした視点に照らして、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去を進めることにより、障がい者の社会への参加を実質的なものとし、障がいの有無にかかわらず、その能力を最大限に発揮しながら安心して生活できるようにする必要があります。そのためには、障がい者のアクセシビリティ向上の環境整備を図ることが重要であり、社会的障壁の除去に向けた各種の取組をより強力に推進していくため、社会のあらゆる場面でアクセシビリティ向上の視点を取り入れていく必要があります。

また、障がいを理由とする差別は、障がい者の自立又は社会参加に深刻な悪影響を与えるものであり、社会のあらゆる場面においてその解消に向けた取組が行われる必要があります。

このため、障害者差別解消法及び障害者雇用促進法に基づき、県や障がい者団体を始めとする様々な主体の取組との連携を図りつつ、事業者・事業主や住民一般の幅広い理解の下、障がい者差別の解消に向けた取組を積極的に推進します。

(3)当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援

障がい者の尊厳、自律及び自立の尊重を目指す障害者権利条約の趣旨を踏まえ、障がい者が各ライフステージを通じて適切な支援を受けられるよう、教育、福祉、医療、雇用等の各分野の有機的な連携の下、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行います。

支援に当たっては、障がい者施策が、障がい者が日常生活又は社会生活で直面する困難に着目して講じられる必要があること、障がい者の支援は障がい者が直面するその時々々の困難の解消だけに着目するのではなく、障がい者の自立と社会参加の支援という観点に立って行われる必要があることに留意します。

また、複数の分野にまたがる課題については、各分野の枠のみにとらわれることなく、関係する機関、制度等の必要な連携を図ることを通じて総合的かつ横断的に対応していきます。

(4)障がい特性等に配慮したきめ細かい支援

障がい者一人一人の固有の尊厳を重視する障害者権利条約の理念を踏まえ、障がい者施策は、障がい特性、障がいの状態、生活実態等に応じた障がい者の個別的な支援の必要性を踏まえて実施します。

また、発達障がい、難病、高次脳機能障がい、盲ろう・重症心身障がいその他の重複障がい等について、社会全体の更なる理解の促進に向けた広報・啓発活動を行うとともに、施策の充実を図ります。

(5)障がいのある女性、子ども及び高齢者に配慮した取組の推進

障害者権利条約第6条、第7条等の趣旨を踏まえ、障がいのある女性をはじめ、複合的に困難な状況に置かれた障がい者に対するきめ細かい配慮が求められていることを踏まえて障がい者施策を実施します。

障がいのある女性は、障がいに加えて女性であることにより、更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることから、こうした点も念頭に置いて障がい者施策を実施します。

また、障がいのある子どもは、成人の障がい者とは異なる支援を行う必要があることに留意し、さらに、障がいのある高齢者に係る施策については、障害者権利条約の理念も踏まえつつ、高齢者施策との整合性に留意して実施します。

基本理念	分野	施策
共に健康で いきいきした 暮らしを創る	1 理解促進及び 啓発・広報活動の推進	(1) 啓発・広報活動の推進 (2) 障がい・障がい者への理解促進 (3) ボランティア活動の推進
	2 差別の解消、 権利擁護の推進 及び虐待防止	(1) 権利擁護の推進と虐待防止 (2) 障がいを理由とする差別の解消
	3 安全・安心な 生活環境の整備	(1) 住宅の確保 (2) 移動がしやすい環境の整備 (3) 障がい者に配慮した総合的な福祉の まちづくり
	4 情報アクセシビリティの 向上及び 意思疎通支援の充実	(1) 情報アクセシビリティの向上 (2) 意思疎通支援の充実
	5 防災・防犯等の推進	(1) 防災対策 (2) 防犯対策及び消費者トラブルの防止の推進
	6 保健・医療の推進	(1) 障がいの原因となる疾病等の予防・治療 (2) 医療リハビリテーションの充実 (3) 精神保健福祉施策の推進 (4) 難病に関する施策の推進
	7 自立した生活の支援・ 意思決定支援の推進	(1) 意思決定支援及び相談支援体制の充実 (2) 障がい福祉サービスの充実 (3) 障がいのある子どもに対する支援の充実 (4) 保健・医療・福祉の人材育成
	8 教育の振興	(1) インクルーシブ教育システムの推進 (2) 教育環境の整備
	9 雇用・就業、 経済的自立の支援	(1) 総合的な就労支援 (2) 障がい者雇用の促進 (3) 経済的自立の支援
	10 文化芸術活動・ スポーツ等の振興	(1) 文化芸術活動及びスポーツ等に親しめる 環境の整備

第4章

障がい者施策の基本的な方向

第4章 障がい者施策の基本的な方向

1 理解促進及び啓発・広報活動の推進

(1) 啓発・広報活動の推進

▼現状と課題

ノーマライゼーション(※)の理念に基づき、障がいのある人も障がいのない人も、それぞれかけがえのない個性を持った一人の人間として尊重されなければなりません。

村では、広報紙やポスター等を用いた広報・啓発活動を進めてきましたが、依然として障がい者を特別な存在として特別視したり偏見を持って接したりするというような「意識上の障壁（心の壁）」が存在しています。

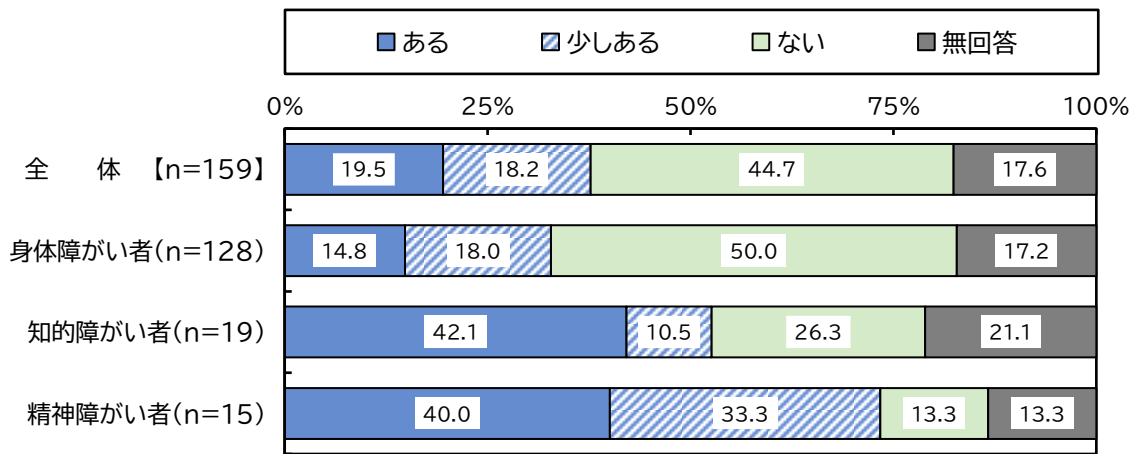
アンケート調査において、『障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことがあるか』を尋ねたところ、障がい者全体で「ある」と「少しある」の合計は37.7%にのぼります。また、障がい者別で見ると、身体障がい者では32.8%、知的障がい者では52.6%、精神障がい者では73.3%となり、精神障がい者が最も高くなっています。

さらに、具体的にどのような場所で、差別や嫌な思いをしたか尋ねたところ、全体では「外出先」が38.3%で最も多く、以下「学校・仕事場」(33.3%)、「住んでいる地域」(28.3%)などとなっています。

すべての人々から「心の壁」を取り除き、ノーマライゼーションの理念の浸透を図るためには、様々な広報手段を活用して啓発・広報活動の充実を図るとともに、行政はもとより社会福祉協議会や企業、民間団体と連携した啓発活動を推進し、地域活動や行事等のあらゆる機会をとらえて障がい者への理解の促進を図ることが重要です。

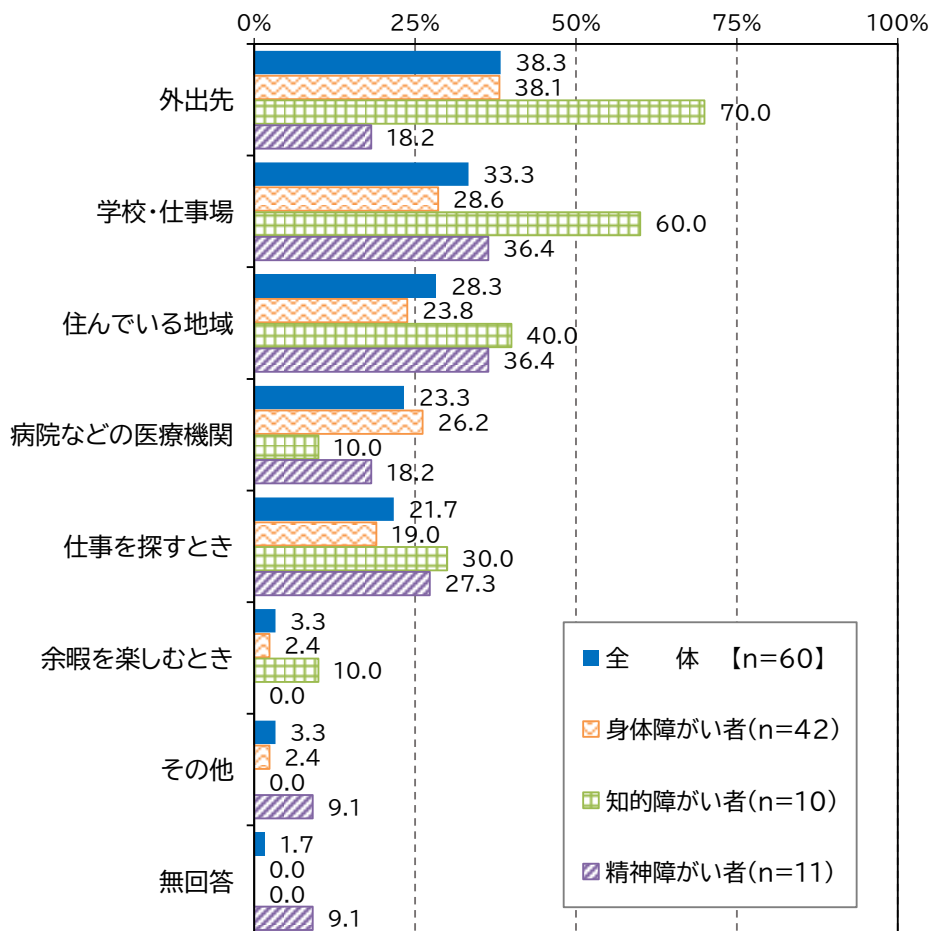
※用語解説 P80

▼障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことがあるか。



資料:六ヶ所村障がい者計画見直しのためのアンケート調査

▼どのような場面で差別や嫌な思いをしたか



資料:六ヶ所村障がい者計画見直しのためのアンケート調査

▼施策の方向性

取組	内容
啓発・広報活動の推進	<p>障害者週間（12月3日～9日）にちなんだイベントの周知や村の広報紙、ポスターやパンフレット等を利用した啓発・広報活動を継続的に行い、すべての住民が障がい・障がい者に対して適切な援助ができるよう、障がい・障がい者に対する理解を促進するとともに、国や県における障がい・障がい者をめぐる状況・施策動向も含めた幅広い情報提供を行います。</p> <p style="text-align: right;">（実施先：福祉課）</p>
多様な広報手段の充実	<p>広報紙をはじめ、ロックTVや村公式ホームページ等、多様な方法により情報提供の充実を図ります。</p> <p style="text-align: right;">（実施先：総務課）</p>

(2)障がい・障がい者への理解促進

▼現状と課題

「命の重さは障がいの有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を社会全体で共有し、障がいのある者と障がいのない者が、お互いの障がいの有無にとらわれることなく社会で共に暮らしていくことが日常となるように、住民の理解促進に努める必要があります。

障がい者自身や障がい者団体による運動の積み重ね、国際的な潮流や国・県・村の施策等により障がいそのものや障がい者に対して一定の理解が進み、共に生きていこうとする人が確実に増えてきていますが、まだまだ十分と言える状況ではありません。

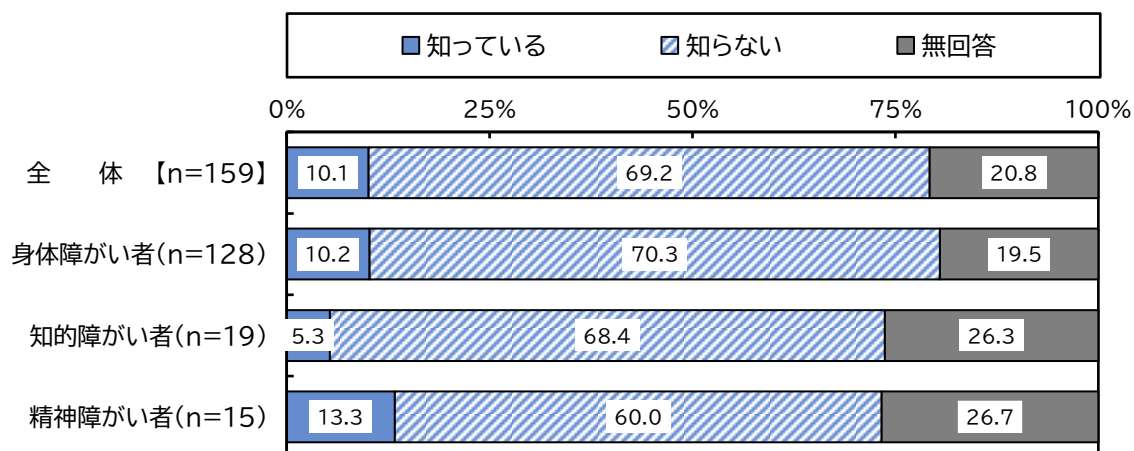
今後、相互に理解の促進を図っていくためには、障がい者が自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性に対する理解を深め、様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、コミュニケーションをとり、支え合う「心のバリアフリー」を推進していく必要があります。

障がいのある人に対する理解や認識を深めていくためには、子どもの頃から一人ひとりの心の中に、優しさを育て、みんながお互いに相手に対する親切や思いやりの気持ちを持てるよう、障がいのある人とふれあう場の提供や、幼児期・義務教育期の福祉教育を推進していく必要があります。

本村では、各学校において、児童の発達段階に応じ、福祉教育など障がい者施策に対する理解を深める教育を継続的に実施しています。

共生の地域づくりを進めていくためには、障がい者に対する理解を促進する場の提供や福祉教育を積極的に推進し、学校における取組を通じて、障がいや障がい者に対する正しい理解と認識を養うことで、保護者を含めた地域住民に福祉のこころを広げていくなど、生涯にわたっての啓発が可能な地盤を作り上げることが必要です。

▼障害者差別解消法について知っているか。



資料：六ヶ所村障がい者計画見直しのためのアンケート調査

▼施策の方向性

今後の取組	内容
学校教育における福祉教育の充実	<p>障がいの有無にかかわらず、お互いを地域社会の一員として共に生活していく社会を実現するためには、幼いころから人権や社会福祉への関心を持ち、自ら考え、行動する力を養うことが必要であるため、幼児教育、学校教育の中で一貫した福祉教育を推進します。各学校において、児童、生徒に対する指導力の向上、福祉教育の充実を図ります。</p> <p>(実施先：福祉課)</p>

(3) ボランティア活動の推進

▼現状と課題

障がい者が、家庭や地域で安心して自立した生活を送るためには、在宅生活を支援するサービスの充実はもとより、障がい者やその家族を地域ぐるみで温かく見守り、人間的なふれあいを深める中で支援するといった互助と連帯の精神に支えられた地域社会を築くことが重要です。

また、ボランティア活動は、障がい者への支援や社会参加の支えになるだけでなく、心の交流による精神的な豊かさをもたらし、その活動を通じて障がい者の抱える問題に対する理解や障がい者に対する認識を深めることにもつながります。

さらに、社会参加の一環として障がい者自身が、ボランティア活動に参加し、社会に貢献していくことも有意義なものと考えます。

村民に対し、ボランティア活動の理解と協力を求め、社会福祉協議会等と連携しながら、既存のボランティア活動をあらゆる面で支援していくとともに、人材の発掘・育成に努め、ボランティア活動が有効的に行われる為に、知識や技術を習得するための研修等の機会を充実する必要があります。

▼施策の方向性

今後の取組	内容
ボランティアに対する広報活動の充実	ボランティア活動に参加したい人がスムーズに参加できるように、問い合わせ先等の周知を図るなどボランティアに対する広報活動の充実に努めます。 (実施先：福祉課)
ボランティア派遣の充実と円滑化	福祉関係団体と連携を図り、ボランティアを必要としている施設や障がい者に対し、ニーズに応じた派遣の充実に努めます。 (実施先：福祉課)

2 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待防止

(1) 権利擁護の推進と虐待防止

▼現状と課題

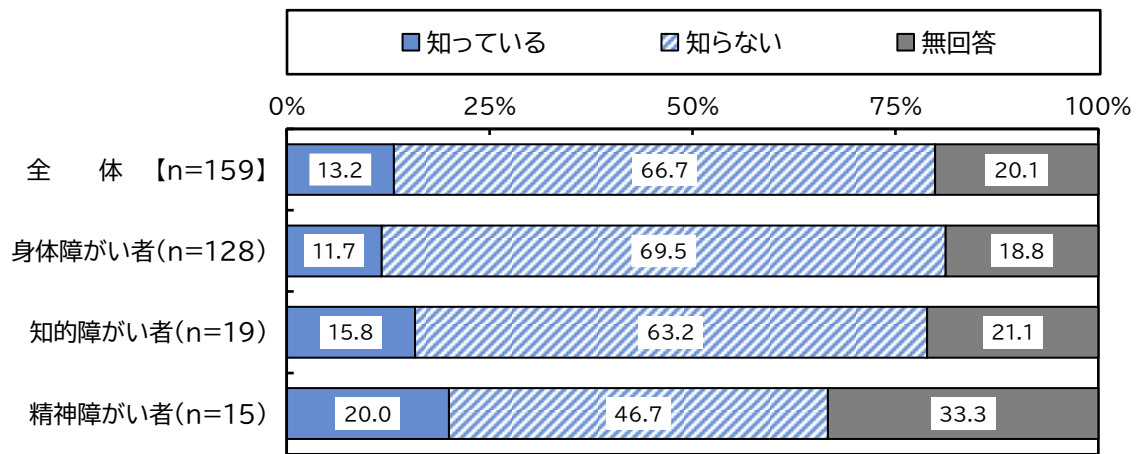
障がいを持つ人が地域で暮らしていく上で、特に知的障がいや精神障がいを持つ人は障がいを持たない人に比べ、判断能力が不十分であり、このことが原因で財産の搾取や虐待といった悪質な権利の侵害を受ける場合があり、財産保全や様々な支援、虐待の防止措置等の権利擁護・虐待防止に取り組んでいくことが必要となります。

村では、権利擁護のための取組として、障がい者の権利や基本的人権を保護するための法律で、障がい者虐待の防止を目的とした「障害者虐待防止法」の周知、財産管理や福祉サービス等の契約などの支援を行う後見人を設ける「成年後見制度」の推進を行ってきました。また、障がい者に対する虐待を防止すべく、関係機関が連携し、虐待防止に努めています。

アンケート調査によると、障害者虐待防止法等の認知度は、66.7%が『知らない』と回答しています。また、成年後見制度の認知度は、「名前は聞いたことがあるが、内容は知らない」(39.0%)と「名前も内容も知らない」(27.7%)を合わせると66.7%が『知らない』と回答しています。

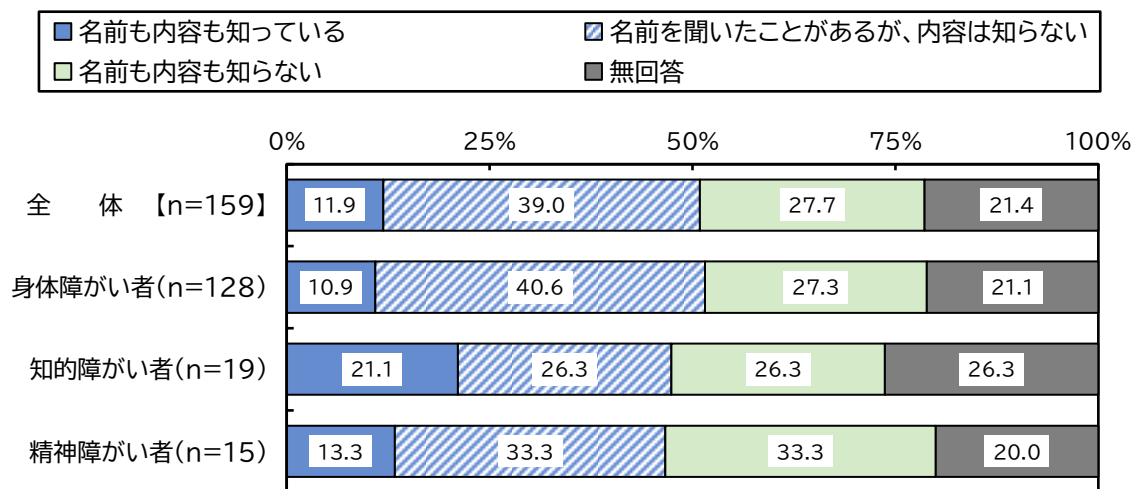
障がい者が必要に応じ、適切にサービスを利用して自分らしく生活できるよう、虐待防止の推進や成年後見制度の普及と活用を促進することや、障害者虐待防止法等に関する積極的な広報・啓発活動を行って認知度の上昇を図ることや、各関係機関と連携した虐待の未然防止に努める必要があります。

▼障害者虐待防止法の認知度について



資料:六ヶ所村障がい者計画見直しのためのアンケート調査

▼成年後見制度の認知度について



資料:六ヶ所村障がい者計画見直しのためのアンケート調査

▼施策の方向性

今後の取組	内容
成年後見制度の利用促進	障がい者の権利を守る成年後見制度の情報提供及び制度の活用の促進に努めます。 (実施先：福祉課)
障害者虐待防止法の周知及び適切な運用	村広報紙やパンフレット等により、障害者虐待防止法についての情報提供に努めます。 また、障害者虐待防止法の適切な運用により、障がい者の虐待防止に関する相談等の支援に努めます。 (実施先：福祉課)
虐待防止の推進	関係機関と連携して虐待等の早期発見、早期解決に努めます。 (実施先：福祉課)

(2)障がいを理由とする差別の解消

▼現状と課題

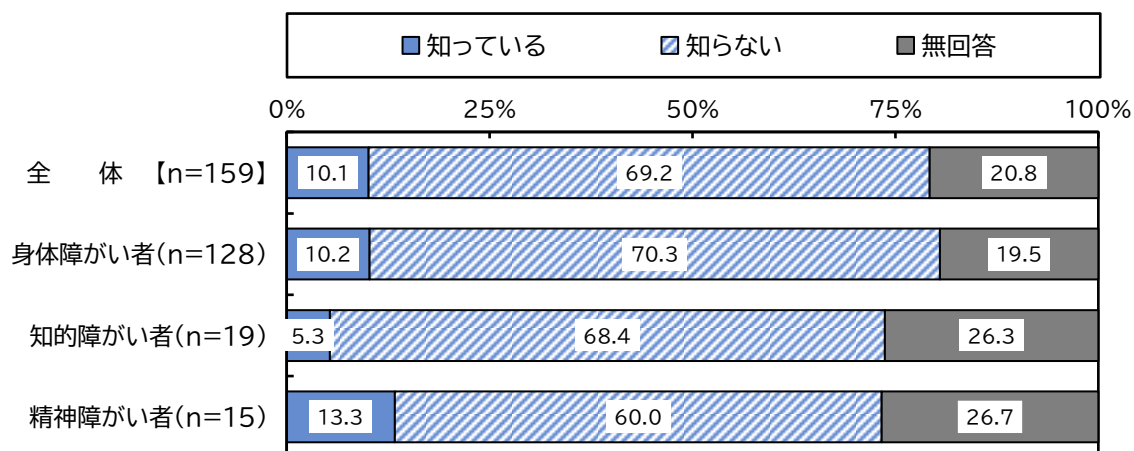
平成 28 年 4 月 1 日に施行された障害者差別解消法は、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的としています。また、同法は、令和 3 年に改正され、事業者による障がい者への合理的配慮の提供が義務化されました。

合理的配慮とは、障がい者が社会の中で直面する困りごと、障壁を取り除くための調整や変更のことです。障がいのある人が、障がいのない人と同じように社会参加できるよう、合理的配慮の普及・啓発を進め、村民一人ひとりが、障がいや障がい者に対する理解を深め、障がいを理由とする差別の解消に努める必要があります。

アンケート調査によると、障害者差別解消法の認知度は、10.1%が「ある」と回答しており、69.2%が「ない」と回答しています。

今後も地域共生社会の実現に向け、すべての村民が障がいや障がい者について理解し、障がいを理由とする差別の解消に関する取組として障害者差別解消法の周知及び適切な運用をより一層推進する必要があります。

▼障害者差別解消法の認知度について



資料:六ヶ所村障がい者計画見直しのためのアンケート調査

▼施策の方向性

今後の取組	内容
障害者差別解消法の周知及び適切な運用	<p>村広報紙やパンフレット等により、障害者差別解消法についての情報提供に努めます。</p> <p>また、障害者差別解消法の適切な運用により、障がい者の差別解消に関する相談等の支援に努めます。</p> <p>地域自立支援協議会において、事例検討や改善に向けて協議を行うよう検討します。</p> <p style="text-align: right;">(実施先：福祉課)</p>

3 安全・安心な生活環境の整備

(1)住宅の確保

▼現状と課題

生活の基盤が住宅であり、障がい者が地域で安心して生活するためには住宅が確保されていることや居住するための環境が整っていることが重要です。

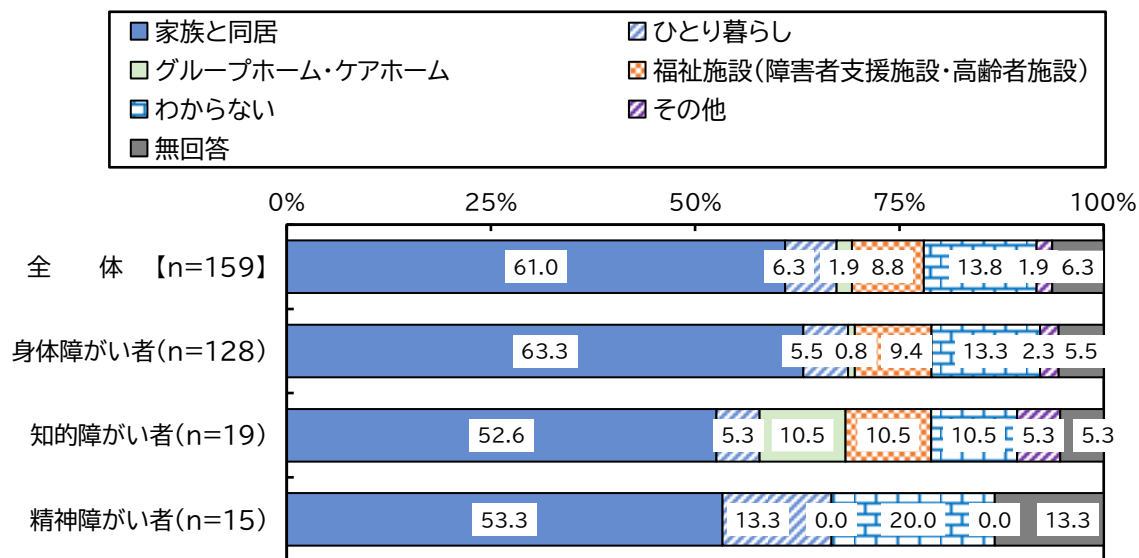
村営住宅等に際しては、障がい者が利用しやすいように、バリアフリーを取り入れた整備を推進していきます。

また、入所者、入院患者が地域生活への円滑な移行を進めていく上では、グループホーム（共同生活援助）の役割は極めて重要です。

現在、村内のグループホーム（共同生活援助）には、25人の利用があります。今後も地域的なバランスや住宅の質の確保等にも配慮しながら、整備を検討していく必要があります。

さらに、現在住んでいる住宅のバリアフリー化については、さまざまな要件により対応が難しい場合もありますが、障がい者の持ち家や民間の賃貸住宅においてもバリアフリー改修を促進し、日常生活における入居者の負担軽減を図るため、住宅改修制度の普及や利用支援を推進していく必要があります。

▼近い将来の希望の住まい



資料:六ヶ所村障がい者計画見直しのためのアンケート調査

▼施策の方向性

今後の取組	内容
公的住宅の充実	<p>村営住宅のバリアフリー化を図り、障がいに配慮した住宅の確保を計画的に進めていきます。</p> <p>さらに、村営住宅への障がい者の優先入居を図ります。</p> <p>(実施先：建設課)</p>
障がい者の多様な住まいの確保	<p>障がい者が社会復帰に向けて、住まいを確保するため、アパート等への入居支援に努めます。</p> <p>(実施先：建設課・福祉課)</p>
住宅改修の促進	<p>障がい者の在宅生活が可能となるよう住宅改修を促進する観点から、住宅改修費助成などの周知及び制度の充実を図ります。</p> <p>(実施先：福祉課)</p>

(2)移動がしやすい環境の整備

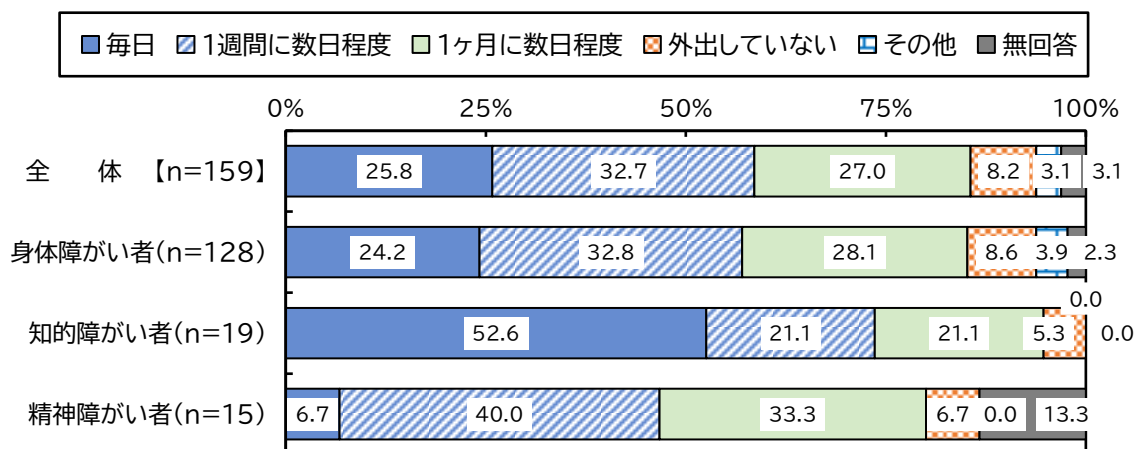
▼現状と課題

障がい者は、移動手段と外出のための移動支援を確保することによって、日常生活の行動範囲が飛躍的に拡大し積極的な社会参加にもつながります。

アンケート調査によると、外出の頻度は、「1週間に数日程度」という回答が最も多くなっており、約7割は週1日程度かそれ以下の外出にとどまっています。また、外出の手段は、「家族などが運転する車」が最も多く、次いで「自分で運転する車」、「送迎バス」、「徒歩」が比較的多い回答となっています。さらに、外出の際に困ることや不便に感じることでは、「公共交通機関が少ない」が最も多く、次いで「外出にお金がかかる」、「外出先の建物の設備が不便（通路、トイレ、エレベーターなど）」となっています。

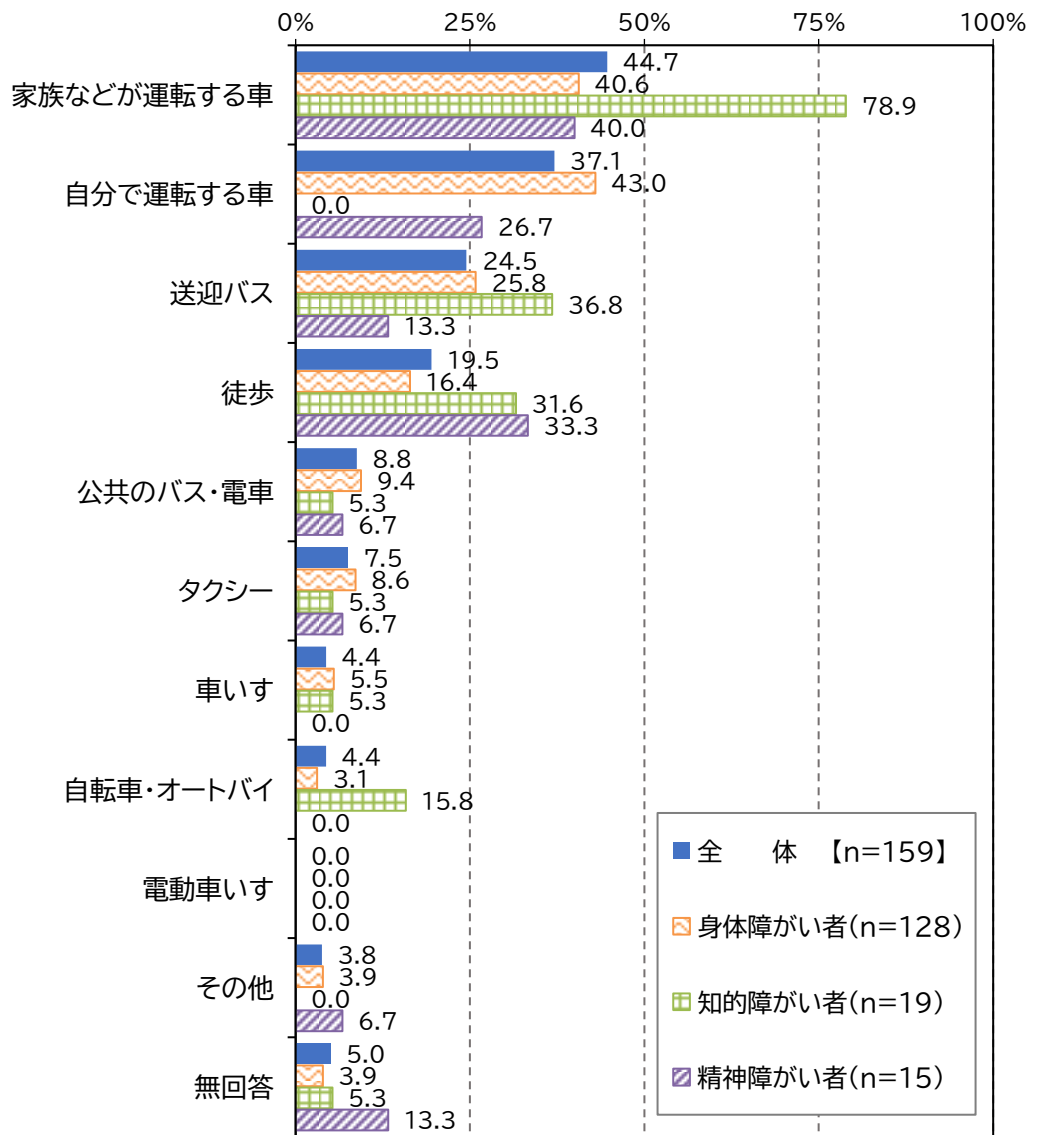
外出支援については、多様な公共交通機関の充実、障がい者の利用に配慮された交通機関の導入、経済的負担の少ない利用方法、通院介助や移動支援事業等の充実などの移動支援サービスの拡充を図る必要があります。

▼外出時の頻度

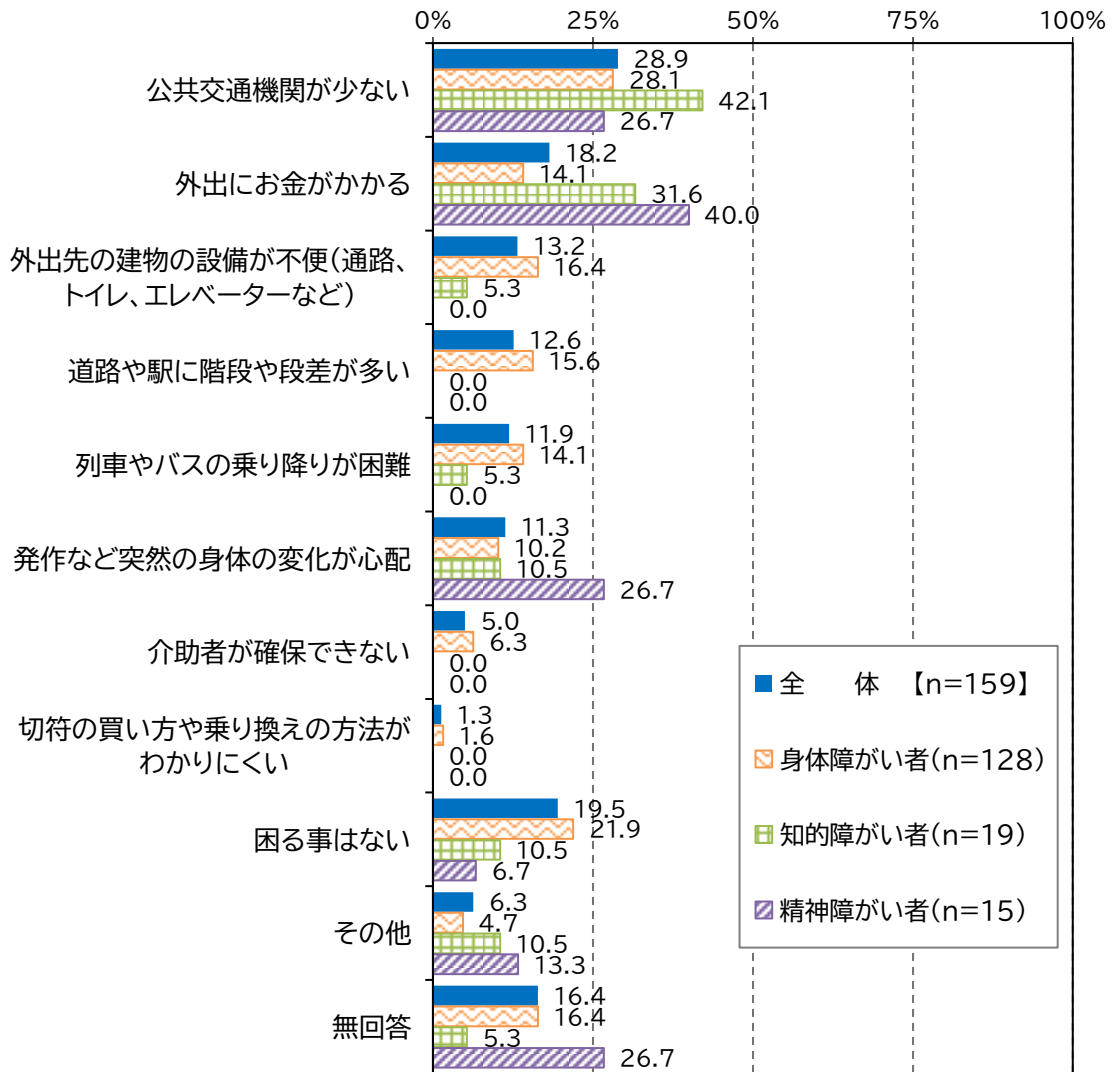


資料:六ヶ所村障がい者計画見直しのためのアンケート調査

▼外出する際の移動手段



▼外出時の困ること



資料:六ヶ所村障がい者計画見直しのためのアンケート調査

▼施策の方向性

今後の取組	内容
村内の巡回バス	村内の浴場施設やショッピングモールを巡回する村運行バスについて、利便性をより一層高めていくよう検討します。 (実施先：福祉課)
外出支援の充実	外出支援のため、通院介助、移動支援事業の充実を図ります。 (実施先：福祉課)
自動車の利用支援	自動車による外出を支援するため、自動車免許取得費・自動車改造費補助制度の利用促進を図ります。 (実施先：福祉課)
障がい者交通費助成	人工透析患者やデイケア利用者の通院及び障がい福祉サービス利用者の移送費並びに障がい者の通勤費の経済的負担の軽減を目的とした制度の利用促進を図るため、更なる周知に努めます。 (実施先：福祉課)

(3)障がい者に配慮した総合的な福祉のまちづくり

▼現状と課題

建築物や道路、交通機関等における物理的な障壁を除去することは、障がい者に限らず、高齢者や児童など誰でも地域で安心して生活することや、障がい者の自立と社会参加を促進するために必要なことです。また、近年ではバリアフリーという言葉は、従来からの建築物や道路などのハード面のバリアフリーのほか、コミュニケーション手段や情報面などに関するソフト面のバリアフリーの推進も併せて重要とされています。

村では、障がい者や高齢者等に配慮した生活環境の整備や施設整備、改修等を「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー新法)や「青森県福祉のまちづくり条例」及び「青森県福祉のまちづくり条例整備マニュアル」を基本として、まちづくりを推進しています。

以前よりハード面のバリアフリー化に努めてきましたが、建築物や道路、交通機関等における物理的な障壁は少なからず存在している状況がうかがえます。

すべての村民が安心して暮らすことができ、障がい者が積極的に社会参加していくためには、建築物や道路整備などのハード面の改善整備、心のバリアフリーなどのソフト面のバリアフリー化を推進し、総合的な福祉のまちづくりに努める必要があります。

▼施策の方向性

今後の取組	内容
公共施設の バリアフリー化促進	国等の基準に適合するよう、公共的施設の改修、整備をさらに促進するとともに、村内主要道路の段差の解消、幅の広い歩道の整備など歩行空間のバリアフリー化に努めます。 (実施先：建設課)
ひとにやさしい まちづくりの啓発	ひとにやさしいまちづくりを推進するためには、住民一人ひとりがその必要性を認識することが重要です。そのため、住民に対する啓蒙や小・中学校における児童・生徒への啓発を行い、意識の高揚を図ります。 (実施先：福祉課)

(1)情報アクセシビリティ(※)の向上

▼現状と課題

障がい者が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、障がい者に配慮した情報通信機器利用の促進、サービス等の周知等、様々な取組を通じて情報への利用のしやすきの向上に努める必要があります。

村では、村の広報紙や村公式ホームページによってサービス等の周知を図っていますが、サービスを利用する側にとってわかりづらい面もあり、必ずしも十分に成果が上がっているとはいえません。そのため、村公式ホームページの音声化など情報の取得にハンディキャップを有する視覚障がい者や聴覚障がい者への配慮を検討していくことが必要です。

また、I T（情報技術）の発達とともに、パソコン（インターネット）や携帯電話（スマートフォン等）の普及が急速に進み、情報取得の手段やコミュニケーションをとるツールとして幅広く利用されるようになってきていることから、障がい者が円滑に情報を取得し、多様なコミュニケーションを行うことができるよう、障がい者に配慮したI T（情報技術）の利用を支援し、情報のバリアフリー化を推進する必要があります。

また、情報提供の充実には、有益な情報の収集が不可欠です。保健、医療、福祉等に関する最新の情報や資料を収集整理するとともに、その効果的な活用に努める必要があります。

※用語解説 P80

▼施策の方向性

今後の取組	内容
多様な手段による 情報提供の充実	<p>障がい者に関する各種サービスや施設・団体・イベントなどの情報を村民の誰もが手軽に入手できるよう、「広報ろっかしよ」への掲載及びその他情報紙を広く配布するほか、村公式ホームページ等を活用し、情報提供の更なる充実を図ります。</p> <p>(実施先：福祉課)</p>
情報提供窓口の充実	<p>保健・医療・福祉等に関する最新の情報や資料を収集整理するとともに、役場や社会福祉協議会等における情報提供窓口の充実を図ります。</p> <p>(実施先：福祉課)</p>
通信機器の利用促進	<p>電話、パソコン、携帯電話（スマートフォン）等、多様な通信機器の利用による情報提供の充実を図ります。</p> <p>通信機器の普及状況やその有用性等を踏まえ、情報提供及び双方向通信の手段として村公式ホームページや村公式SNSの有効活用を検討していきます。</p> <p>(実施先：総務課)</p>

(2)意思疎通支援の充実

▼現状と課題

障がい者が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援を担う人材の育成・確保やサービスの円滑な利用の促進、支援機器の利用促進などの取組を通じて意思疎通支援の充実を図る必要があります。

今後は、意思疎通に困難を抱える人が自分の意思や要求を的確に伝え、正しく理解してもらうことを支援するための絵記号等の普及及び理解の促進、様々な媒体を活用した継続的な情報提供のほか、手話通訳者などによるコミュニケーション手段の充実に努めます。

▼施策の方向性

今後の取組	内容
コミュニケーション手段の充実	点訳、朗読、手話、要約筆記等のボランティアの派遣を促進し、障がい者のコミュニケーションを支援します。 (実施先：福祉課)

5 防災、防犯等の推進

(1) 防災対策の推進

▼現状と課題

近年、全国各地で地震や台風による土砂災害、河川のはん濫等の大規模災害により、多くの命が奪われる等甚大な被害が多発しています。また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、障がい者の死亡率が被災住民全体の死亡率の2倍になるなど、避難行動要支援者における被害の大きさが報告されています。

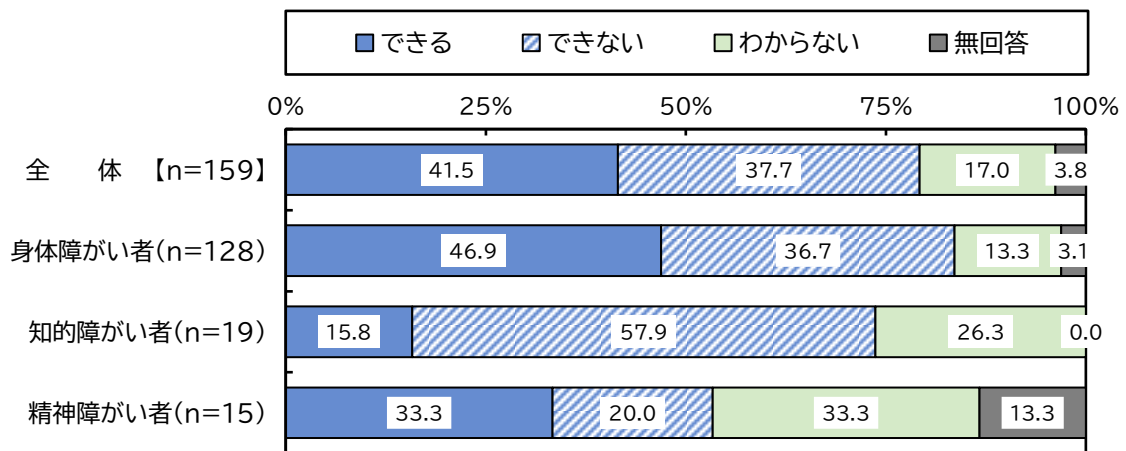
障がい者が安心して地域で生活するためには、火災や地震等の災害が発生した時に、情報の伝達や避難誘導等を迅速かつ的確に行い、被災の影響を最小限にとどめるとともに、避難先での生活についても個々の状態に応じた配慮が必要です。

アンケート調査によると、「災害時一人で避難できるか」では、3割以上が「できない」との回答があり、「緊急時に助けてくれる人がいるか」は、2割以上が「いない」と回答しています。また、「災害時に困る事について」は、「投薬や治療が受けられない」という回答が最も多く、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」、「安全なところまで迅速に避難することができない」などの避難先での不安も比較的多く挙げられています。

村では、「六ヶ所村地域防災計画（風水害等災害対策編、地震・津波災害対策編、原子力災害対策編）」に基づき、要配慮者等の安全確保対策、自主防災組織の育成や活動の充実、情報伝達のための環境づくり、最新の避難場所や避難経路の周知など、必要な基盤整備の推進に努めています。

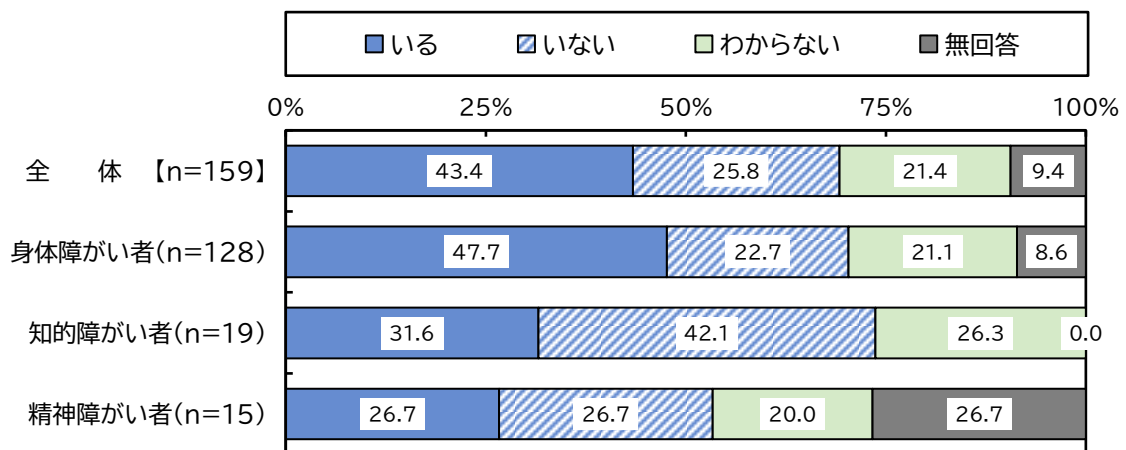
今後も、引き続き災害時における緊急通報体制の確立を図るとともに、防災関係機関、自主防災組織等と、地域防災ネットワークの確立に取り組む必要があります。

▼災害時の避難



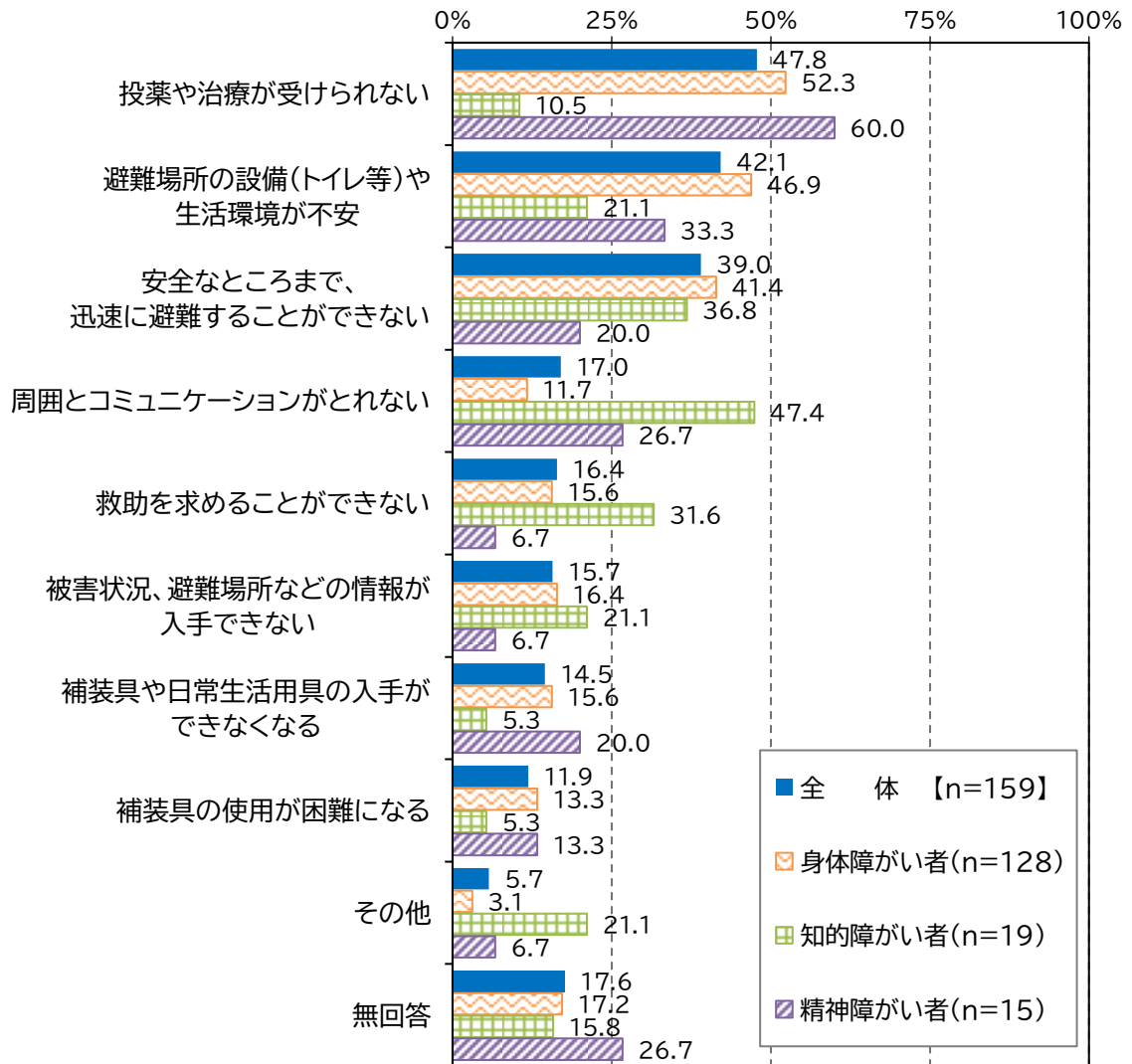
資料:六ヶ所村障がい者計画見直しのためのアンケート調査

▼緊急時に助けてくれる人



資料:六ヶ所村障がい者計画見直しのためのアンケート調査

▼災害時に困ること



資料:六ヶ所村障がい者計画見直しのためのアンケート調査

▼施策の方向性

今後の取組	内容
災害の知識及び対処法についての啓発・広報	最新の避難場所や避難経路、災害の知識及び対処法について、随時、広報紙のほかホームページに村の避難所情報等を掲載していきます。 (実施先：原子力対策課)
緊急通報体制の確立	障がい者やその家族が緊急時に警察や消防署等関係機関に即時に通報できるよう、緊急通報の連絡体制の確立に努めます。 (実施先：福祉課)
地域防災ネットワークの確立	防災関係機関、自主防災組織等と連携した防災ネットワークづくりを進めるとともに、防災訓練等を通じて体制の強化や対策の実効性を高めます。 (実施先：原子力対策課)
災害マニュアルとハザードマップの普及	障がい者が災害時に的確に避難等の対応ができるよう、災害マニュアルの整備を進め、マニュアルの普及徹底を図ります。 さらに、ハザードマップの普及徹底を図ります。 (実施先：原子力対策課・福祉課)

(2)防犯対策及び消費者トラブルの防止の推進

▼現状と課題

障がい者を犯罪から守るには、障がい者自身が防犯知識を身に付け、防犯意識を高めるとともに、関係機関や地域との密接な連携を図りながら、情報提供などの犯罪被害の発生を未然に防ぐ防犯対策が必要となります。

また、近年、消費者トラブルに巻き込まれる障がい者が増加しており、障がい者等に対して消費者教育を推進し消費者トラブルを未然に防ぐことや、被害からの救済については、消費生活センターや関係団体との連携を強化し、情報提供や相談体制の充実に努める必要があります。

▼施策の方向性

今後の取組	内容
防犯対策の充実	障がい者や高齢者等の犯罪被害防止のために、防犯意識の高揚を図り、地域安全運動を推進し、安全なまちづくりに努めます。 (実施先：総務課)
被害防止のための啓発・広報	障がい者や高齢者等に対する消費者被害防止のため、村広報紙やパンフレット等により、悪質商法等についての情報提供に努めます。 (実施先：総務課)
地域安全運動の推進	障がい者や高齢者等が犯罪に巻き込まれないよう、警察と連携し、地域における見守り体制の充実に努めます。 (実施先：総務課)

(1)障がいの原因となる疾病等の予防・治療

▼現状と課題

先天的な障がいや乳幼児期の障がいについては、早期に発見し、適切な治療、療育に結びつけることで障がいの軽減や基本的な生活能力の向上を図ることが可能となります。

生活習慣病（将来起こりうる疾病）を予防するために、若い世代から健康な生活習慣に対する関心と理解を深め、生涯にわたって自らの健康状態を自覚し、健康増進に取り組んでいけるよう、健康教育、健康相談、健康診査等を通して支援していく必要があります。しかし、健康診査については、村内4会場での実施や対象年齢を20歳に引き下げるなど工夫していますが、受診者は固定化していることが課題といえます。

また、母子保健事業は、妊産婦への訪問指導や乳幼児健康診査、乳幼児の発達に関する相談などを含むものであり、今後、障がい者対策という観点からもより一層重要性を増してくるものと思われます。現在、母子保健の分野では、妊娠届出時には保健師等が面接し、妊娠初期の健康管理についての相談や相談機関の紹介を行っています。妊娠中期以降の健康状態が良好に保てるよう、妊娠中の生活や留意事項等についてのパンフレットを作成、妊婦訪問時に配布することや、医療機関または関係機関と連携を図り、ハイリスク者に対しての個別訪問を実施しています。

障がいの早期発見による適切な療育の推進は、症状の改善につながることを期待できることから、療育体制の強化により、障がいの早期発見に努めることが必要です。このため、健診や健康相談等の充実とその受診率向上に努めるとともに、支援に必要な人材の確保・育成を推進します。また、障がい者やその家族などが、生活困窮など複合的な困難を抱えることがみられることから、支援を必要としている人が必要な福祉サービスにつながるよう、包括的な支援体制の拡充などに努めます。

▼施策の方向性

今後の取組	内容
母子保健事業の充実	<p>妊婦健康診査交通費助成により妊婦健康診査を推進し、医療機関との連携により、異常の早期発見、早期フォロー体制の充実に努めます。</p> <p>(実施先：子ども支援課)</p>
乳幼児の障がいの早期発見の推進	<p>乳幼児健診や訪問指導等により、乳幼児の障がいの早期発見、フォロー体制の充実に努めます。</p> <p>(実施先：子ども支援課)</p>
生活習慣病の予防と早期発見、早期治療の促進	<p>健診受診体制の充実に努め、糖尿病、脳卒中、心臓病などの疾病の早期発見に努めます。また、健康教育、健康相談等の各種保健サービスにより、生活習慣病及びそれに起因する障がいの予防に努めます。</p> <p>(実施先：保健相談センター)</p>
訪問指導（保健指導）の充実	<p>保健師等による訪問指導（保健指導）により、日常生活の助言・支援に努めます。</p> <p>(実施先：保健相談センター・子ども支援課)</p>
精神疾患等の予防と早期発見、早期治療の促進	<p>医療機関と連携しつつ、保健所での精神保健福祉相談や訪問により、疾病や障がいの早期発見・早期治療及び日常生活の助言・支援に努めます。また、心の健康づくり事業を実施し、精神疾患等の予防に努めます。</p> <p>(実施先：保健相談センター)</p>
療育相談・指導の充実	<p>専門職員による療育相談等を実施します。</p> <p>また、県、児童相談所、療育機関、医療機関との連携を強化し、療育相談・指導の充実に努めます。</p> <p>(実施先：子ども支援課)</p>

(2)医療リハビリテーションの充実

▼現状と課題

障がい者にとっての医療及びリハビリテーションの充実は、病気の治癒だけでなく、活動を促進し社会参加を容易にするためにも不可欠です。特に、障がいの早期発見、重複化・重度化及び高齢社会の進展、医療技術の進歩等により、治療だけでなくリハビリテーション、保健指導、看護、介護等に対するニーズは大幅に増大し、質的にも高度化、多様化してきています。

定期的な医学管理を必要とする障がい者の増加や、障がいに伴う二次障がいの予防に対応するためにも、医療機関をはじめとする関係機関と連携しながら、障がい者の健康管理や医療・リハビリテーションの充実を図る必要があります。

障がい者の負担を少しでも軽減するために、可能な限り身近な地域で必要な医療が受けられるよう、国や県と連携した医療制度の充実や適正化を図り、多様な症状に対応できる医療サービスを提供できるよう医療機関との連携強化に努める必要があります。

▼施策の方向性

今後の取組	内容
医療体制の整備	<p>症状や状態に応じた治療や障がいの実態にあったリハビリテーション等が適切に受けられるよう、村内の医療機関、周辺の市町村及び県との連携により、広域的な医療体制の整備を図ります。</p> <p>さらに、通院のための移送サービスの充実に努め、障がい者の受診機会の確保を図ります。</p> <p style="text-align: right;">(実施先：福祉課)</p>
医療、リハビリテーションに関する相談体制の充実	<p>保健師等の専門職員による医療やリハビリテーションに関する相談や難病患者に関する相談対応の充実を図ります。</p> <p style="text-align: right;">(実施先：保健相談センター)</p>
リハビリテーション体制の体系的整備	<p>障がい福祉サービスの自立訓練（機能訓練）の提供体制はもちろん、医療機関等関係機関との連携による一貫したリハビリテーション体制の体系的整備を検討していきます。</p> <p style="text-align: right;">(実施先：福祉課)</p>
医療費の軽減対策の推進	<p>医療費の負担軽減のため、公費負担制度の利用を促進していきます。</p> <p style="text-align: right;">(実施先：福祉課)</p>

(3)精神保健福祉施策の推進

▼現状と課題

障害者総合支援法は、基本方針として「施設入所・入院から地域生活への移行を推進」を掲げています。退院可能な精神障がい者の地域移行を実現するためには、人権に配慮した適正な精神医療、精神障がいや精神障がい者に対する正しい理解、地域で生活していくための社会資源の活用など、なお多くの課題が残されています。

本村では、精神障がいの発生予防・早期発見のため、精神保健相談や訪問指導といった保健事業を実施しています。また、精神障がい者の社会復帰を促進するため、社会参加活動を支えるボランティアの育成や家族会への支援等も行っています。

精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、可能な限り身近な地域において医療の提供や支援できる体制の確保に努め、退院可能な精神障がい者の地域への円滑な移行・定着が進むよう、退院前後の支援に関する取組の充実を図るため、精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する必要があります。

▼施策の方向性

今後の取組	内容
精神疾患等の予防と早期発見、早期治療の促進	医療機関と連携しつつ、保健所での精神保健福祉相談や訪問により、疾病や障がいの早期発見・早期治療及び日常生活の助言・支援に努めます。また、心の健康づくり事業を実施し、精神疾患等の予防に努めます。 (実施先：保健相談センター)
精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築へ向けて検討を進めます。 (実施先：福祉課)

(4) 難病に関する施策の推進

▼現状と課題

難病患者については、平成 25 年 4 月より障害者総合支援法に定める障がい児・者のなかに難病等が加わり、障がい福祉サービスや相談支援等の対象となっています。

国では、より充実した難病対策を行うため、平成 27 年 1 月「難病の患者に対する医療等に関する法律(難病法)」を施行し、助成する指定難病の種類がこれまでの 56 から 110 と大幅に増えています。これまで、6 度の見直しが行われ、現在では 366 疾病が指定難病に指定されています。また、令和 6 年 4 月には 7 度目の見直しが行われ新たに 3 疾病が追加され 369 疾病となります。

難病患者に対する障がい福祉サービスの提供にあたっては、障がい福祉サービスや地域生活支援事業に関する制度の周知を行うとともに、難病等の特性(病状の変化や進行、福祉ニーズ等)に配慮しながら、適切な利用を支援する必要があります。

▼施策の方向性

今後の取組	内容
相談体制の充実	保健師等の専門職員による難病患者に関する相談対応の充実を図ります。 (実施先：保健相談センター)
障がい福祉サービスの確保	障がい福祉サービスが適切に提供されるよう体制の充実に努めます。 (実施先：福祉課)

7 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

(1) 意思決定支援及び相談支援体制の充実

▼現状と課題

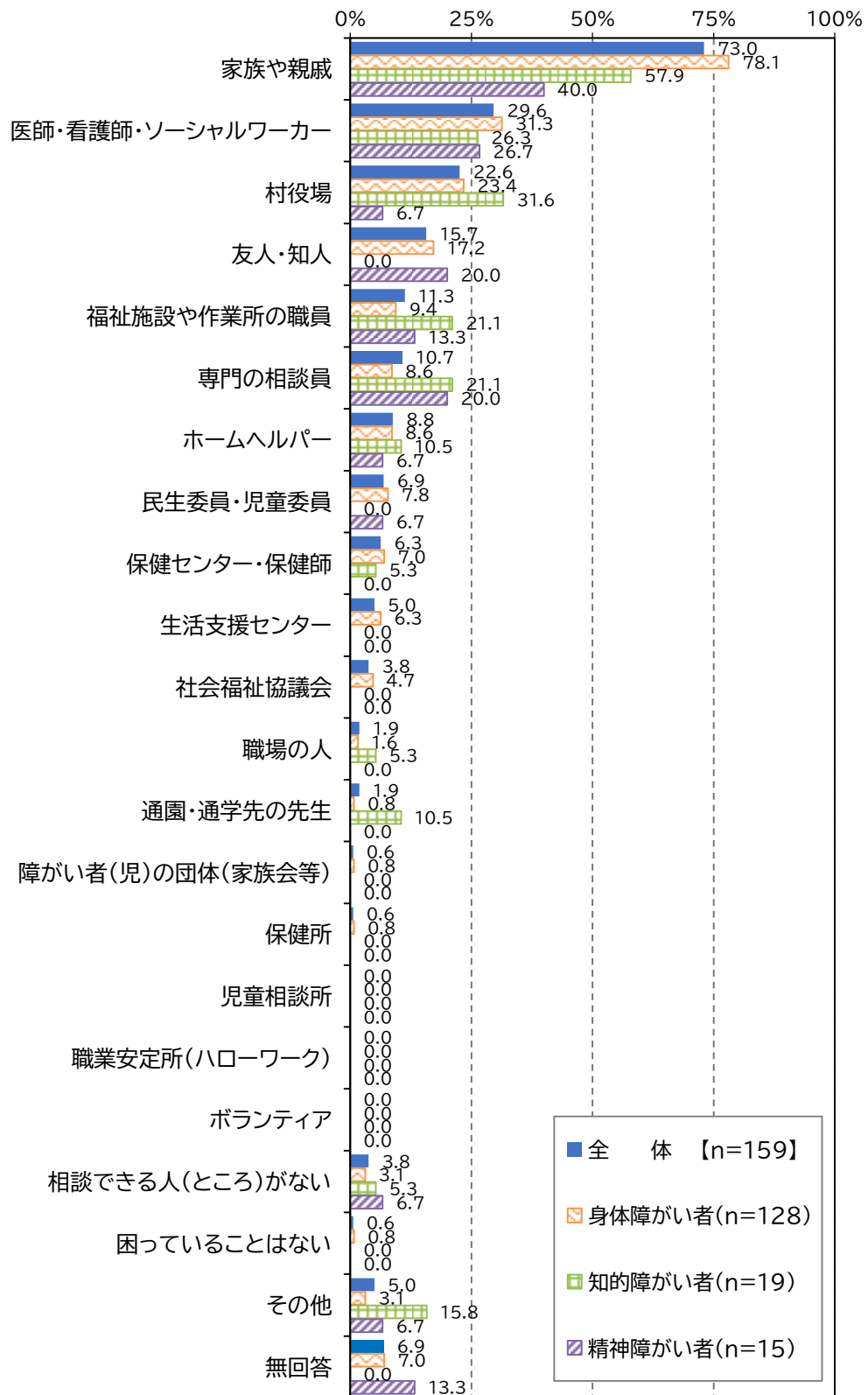
障がい者が自らの決定に基づき、保健・医療・福祉等各種サービスを利用していくためには、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援し、それら各種サービスの情報提供、相談支援を受けることのできる体制の構築が必要です。

アンケート調査によると、不安や悩みの相談相手は、「家族や親戚」、「医師・看護師・ソーシャルワーカー」、「村役場」、「友人・知人」、「福祉施設や作業所の職員」という回答が比較的多く、また、「暮らしやすいまちづくりのために充実してほしいこと」では、2番目に多い回答に「なんでも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」が挙げられています。

現在、村における障がい者の相談支援体制は、役場、障がい者相談支援事業所、地域包括支援センター、保健相談センター、社会福祉施設、社会福祉協議会、医療・教育等の各機関などからなり、地域においては、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員、民生委員・児童委員がその役割を担っており、必要に応じて連携をとりながら活動、支援を行っています。

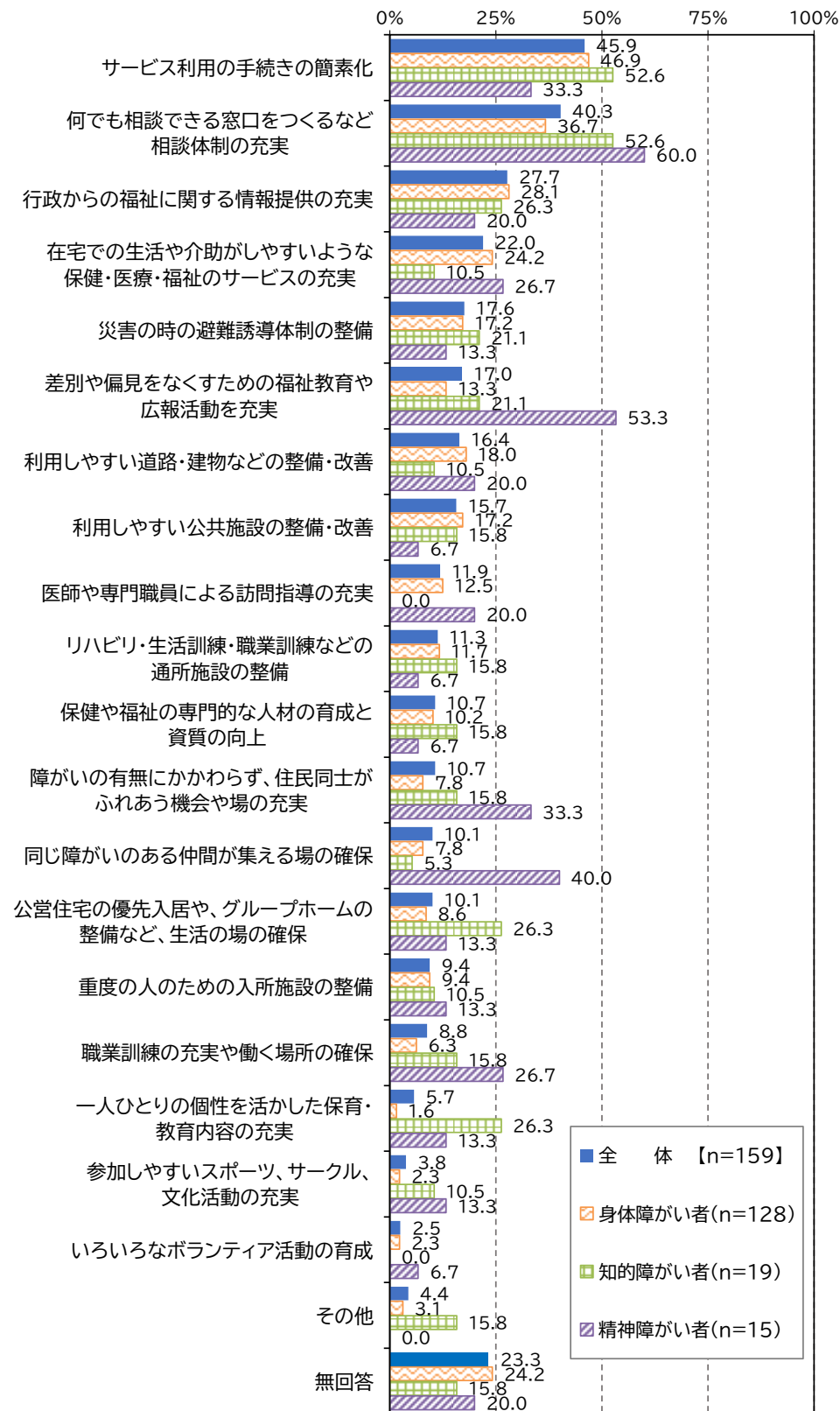
今後も、障がい者やその家族、介助者等が抱える問題の解決に向け、関係機関や相談員と連携し、必要な情報提供に努め、困ったときに気軽に相談できる身近な相談支援体制を整備する必要があります。

▼相談相手



資料:六ヶ所村障がい者計画見直しのためのアンケート調査

▼暮らしやすい村づくりのために力を入れてほしいこと



資料：六ヶ所村障がい者計画見直しのためのアンケート調査

▼施策の方向性

今後の取組	内容
相談支援体制の整備	<p>相談者の年齢や障がいの種類・程度など、一人一人の状況や生活のあり方などに対応した、柔軟で適切な情報提供及び相談支援体制の整備に努めます。</p> <p>(実施先：福祉課)</p>
担当者の資質の向上	<p>研修等へ積極的に参加し、窓口担当者の資質の向上に努め、利用者にとって身近で相談しやすい窓口としていくとともに、外出が困難な障がい者に対応するため、電話やFAX、電子メールによる相談のみならず、訪問相談による支援の充実を進めます。</p> <p>(実施先：福祉課)</p>

(2)障がい福祉サービスの充実

▼現状と課題

障がい者が住み慣れた地域で安心して日常生活・社会生活を営むことができるよう、個々の障がい者のニーズや実態に応じて、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護等の支援を行うとともに、短期入所及び日中活動の場の確保等により、在宅サービスの量的・質的充実に努める必要があります。

アンケート調査によると、障害者総合支援法によるサービスの利用意向は、「相談支援」、「居宅介護」、「地域定着支援」、「生活介護」の利用意向が比較的高くなっています。

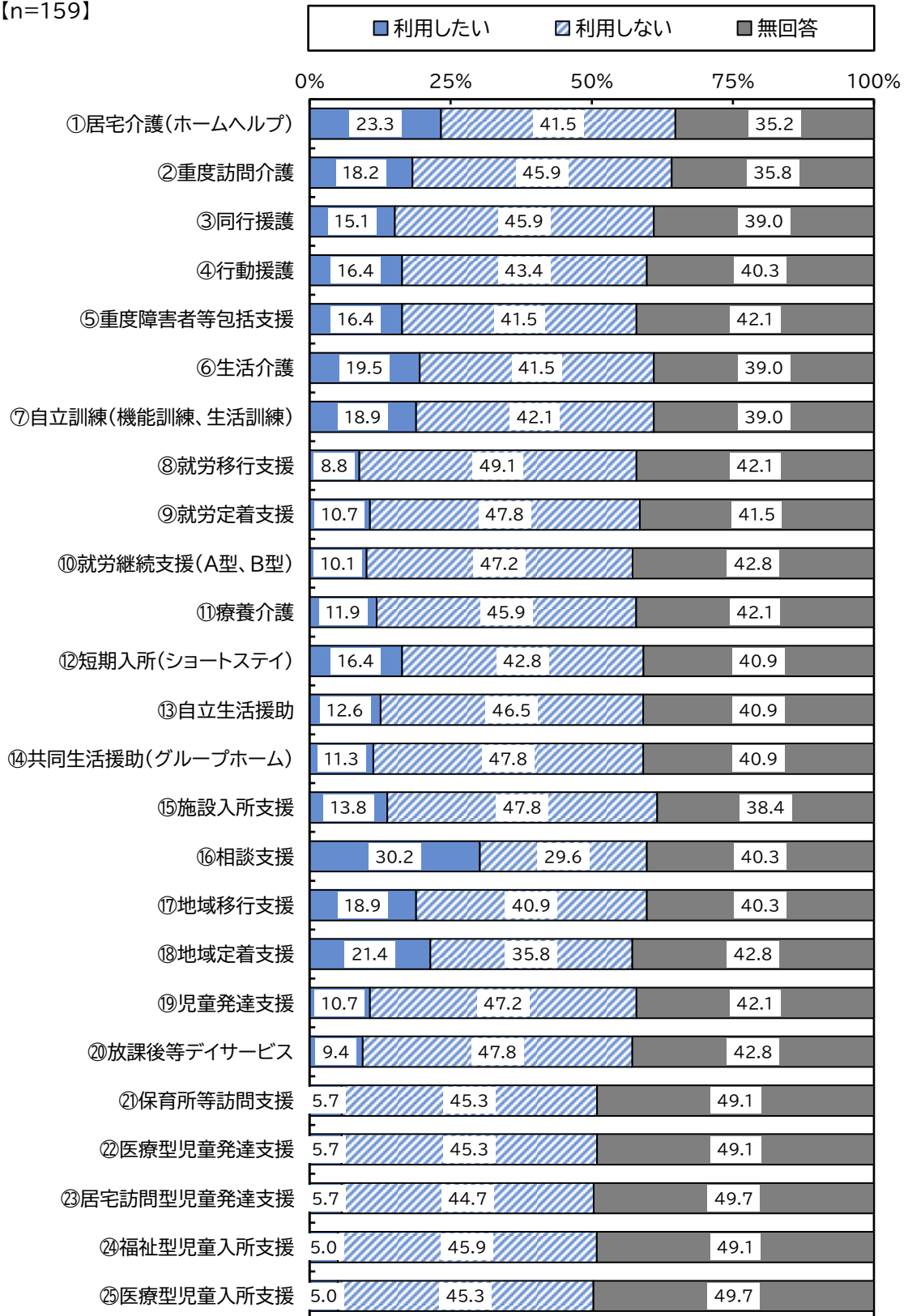
今後とも、多様なニーズに対応した適切なサービスを提供できるよう、県やサービス事業者と連携し、必要なサービス量の確保に努め、また、サービスの量的な確保だけでなく、障がい特性に配慮した十分な対応ができるようサービスの質的向上に努めます。

また、障害者総合支援法においては、基本方針として、「施設入所・入院から地域生活への移行を推進」することが定められています。

入所による支援が必要な方がいる一方で、何らかの支援があれば、地域生活に移行でき、必ずしも継続入所が必要ではない人がいることも事実です。地域移行支援や地域定着支援の体制整備を図り、訪問系サービスの充実に努め、障がい者の地域移行を促進する必要があります。

▼今後利用したいサービス（あてはまるものすべて）

【n=159】



資料：六ヶ所村障がい者計画見直しのためのアンケート調査

▼施策の方向性

今後の取組	内容
障がい福祉サービス等の周知	<p>障がい福祉サービスについては、広報紙やパンフレットなど、多様な方法により情報提供の充実を図り、サービスを必要とする人が適切に利用できるように、役場窓口、相談支援事業所等での周知に努めます。</p> <p>(実施先：福祉課)</p>
ケアマネジメント体制の確立	<p>障がい者に必要なサービスが提供されているかどうか評価し、それぞれの障がい者に合ったサービスの充実に努めます。</p> <p>(実施先：福祉課)</p>
障がい福祉サービスの充実	<p>年齢や障がい種別等に関わらず、できるだけ身近なところで必要なサービスが受けられるよう、相談支援及び障がい福祉サービス提供のための基盤整備を進めていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●日中活動系サービス ●訪問系サービス ●居住系サービス ●相談支援 <p>(実施先：福祉課)</p>
グループホーム等居住系サービスの支援	<p>障がい者が必要に応じて居住系サービスを利用できるよう支援の充実を図ります。</p> <p>(実施先：福祉課)</p>
地域生活支援事業の充実	<p>障がい者が、身近な地域で不自由のない快適な生活が送れるよう、地域生活支援事業を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●相談支援事業の実施 ●成年後見制度利用支援事業 ●コミュニケーション支援事業の実施 ●日常生活用具給付等事業の実施 ●移動支援事業の実施 ●任意事業（日中一時支援事業 など） <p>(実施先：福祉課)</p>

(3)障がいのある子どもに対する支援の充実

▼現状と課題

障がい児の健やかな育成を支援するために、障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるよう地域支援体制の構築を図るとともに、地域の保健、医療、障がい福祉、教育、就労支援等の関係機関が連携し、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を推進していくことが重要となります。

障がいの原因となる疾病の早期発見や事故の予防には、妊婦や乳幼児に対する健康診査や学校の健康診断が大きな役割を果たします。このことから、妊婦や乳幼児の健康診査、学校の健康診断の充実を図り、発達の遅れや障がいの早期発見ができる体制づくりが重要となります。さらに、発達の遅れや障がいが発見された子どもと保護者に対し、適切な医療や指導・相談が受けられるような支援体制の確立が必要となります。

療育に関しては、できるだけ早期に障がいを発見し、必要な教育、療育及び支援を行うこと、また一人一人の障がいの状態や発達段階、特性に応じてより良い環境を整え、障がいのない子どもと共に学び合える体制を整えていく必要があります。障がい児の教育を効果的に行うため、障がいの発見から療育・教育まで、それぞれの施策が一貫したシステムとして機能するよう、医療機関、教育機関、行政の連携を密にして、障がい児個々の状況に応じた適切な指導・訓練・教育が行えるよう、障がい児教育への理解の促進や教育環境の整備など、より一層の施策の充実が求められています。

また、近年、医療技術の進歩等を背景として、NICU等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障がい児が増加しています。医療的ケアが必要な障がい児については、地域において包括的な支援が受けられるように、保健・医療・福祉等の関係機関の連携を促進し、支援体制の充足に努める必要があります。

さらに、こどもの意見を聴く機会の確保等が重要とされていることから、今後は障がい児においても、こどもの意思形成支援を含む意思決定支援等に配慮したかたちでの支援の実施を推進していくことが重要となります。

▼施策の方向性

今後の取組	内容
療育体制の整備、充実	<p>障がいの早期発見から早期療育への迅速な対応を図り、障がい児ができるだけ早い段階で適切な療育を受けられるよう、医療、教育、行政等の各機関の連携や情報の共有化を図りながら療育体制を整備します。</p> <p>(実施先：福祉課)</p>
療育、教育相談、就学指導に関する広報の充実	<p>障がい児を抱える保護者の精神的な不安を緩和し、できる限り早い時期に相談を受けられるよう、母子保健事業やこども園等との連携を強化し、障がい児の保護者への療育、教育・就学等に関する情報提供の充実を図ります。</p> <p>(実施先：福祉課)</p>
医療的ケアを必要とする障がい児に対する支援	<p>地域において包括的な支援が受けられるように、保健・医療・福祉等の関係機関の連携を促進し、支援体制の充実に努めます。</p> <p>(実施先：福祉課)</p>
障がい児福祉サービスの周知	<p>障がい児福祉サービスについては、広報紙やパンフレットなど、多様な方法により情報提供の充実を図り、サービスを必要とする人が適切に利用できるように、役場窓口、相談支援事業所等での周知に努めます。</p> <p>(実施先：福祉課)</p>
障がい児福祉サービスの充実	<p>できるだけ身近なところで必要なサービスが受けられるよう、障がい児福祉サービス提供のための基盤整備を進めていきます。</p> <p>(実施先：福祉課)</p>

(4)保健・医療・福祉の人材育成

▼現状と課題

地域で障がい者の生活を支えるために必要なサービスを確保していくためには、行政をはじめとする公的な機関や地域で障がい福祉サービスを提供する事業者、ボランティアなど、地域のさまざまな団体や関係者の協力が必要です。

そのためには、地域において障がい者の支援を希望する団体や関係者などに対して、必要な研修や勉強会等の開催や情報の提供などによる人材の育成支援の強化・充実に努める必要があります。

また、より質の高い福祉サービスを充足させるためには、専門的知識のある人材を育成し、確保していくことも求められます。理学療法士、作業療法士、介護福祉士、相談支援専門員などの専門的な人材の確保、養成に努める必要があります。

▼施策の方向性	
今後の取組	内容
専門職員の 人材養成・確保	社会福祉法人等と連携し専門職員の養成・確保を図り、多様化する福祉サービスの推進に努めます。 (実施先：福祉課)

8 教育の振興

(1)インクルーシブ教育システムの推進

▼現状と課題

障がい児の教育においては、障がいの有無によって分け隔てられることなく、一人ひとりが相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、障がい児が合理的配慮を含む必要な支援の下、インクルーシブ教育システム（人間の多様性の尊重等を強化し、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組み）を推進していく必要があります。

インクルーシブ教育システムの推進に当たっては、障がいのある児童生徒が基礎的環境の整備や合理的配慮を含む必要な支援を受けながら、障がいのない児童生徒と同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある子どもに対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応えた指導を提供できるよう、小中学校における通常の学級、特別支援学級、特別支援学校という連続性のある「多様な学びの場」の充実を図る必要があります。

▼施策の方向性

今後の取組	内容
インクルーシブ教育システムの推進	障がいのある児童生徒も、障がいのない児童生徒も共に学ぶ「インクルーシブ教育システム」を推進します。 (実施先：学務課)
教育相談、教育支援体制の充実	日常的な教育相談の充実を図り多様な教育相談に対応できる体制を整えるとともに、障がい児個々の実態に即した教育支援を推進する観点から、本人、保護者の意向を尊重しながら適切な就学に努めます。 (実施先：学務課)
学校における相談体制の充実	学校においては障がい児担当の教員を配置するとともに、担当教員を中心に障がい児及び保護者からの相談に対応し、特別な支援を要する児童の学校生活の充実を図ります。 (実施先：学務課)

(2)教育環境の整備

▼現状と課題

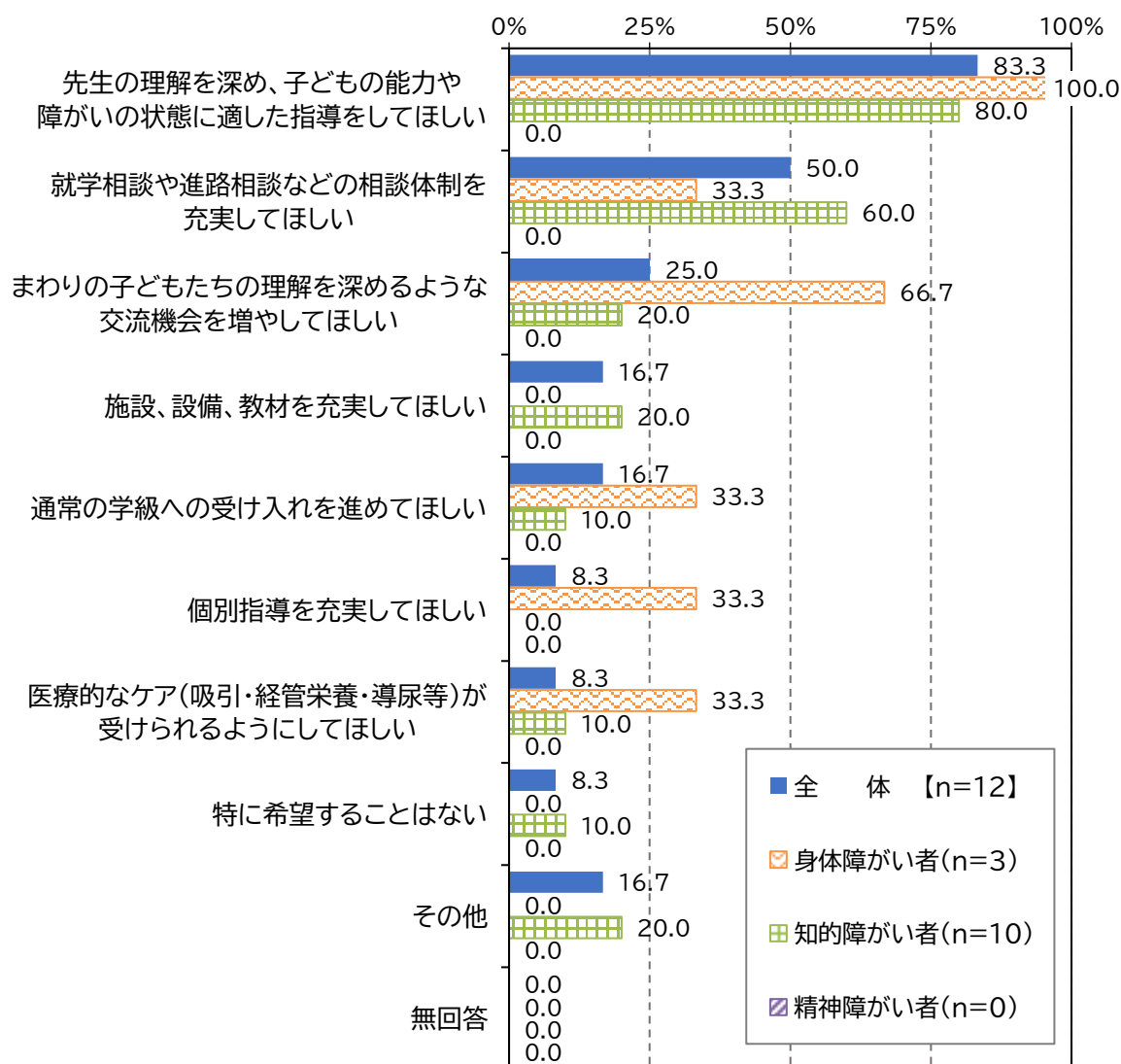
特別支援教育とは、これまでの特殊教育の対象の障がいだけでなく、学習障がい(LD)、注意欠陥／多動性障がい(ADHD)、高機能自閉症を含めて障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために適切な教育や指導を通じて必要な支援を行おうとするものです。

アンケート調査によると、障がいのある子どもが教育機関について望むことは、「先生の理解を深め、子どもの能力や障がいの状態に適した指導をしてほしい」との回答が比較的多く挙げられています。

障がいのある子ども一人ひとりのニーズを把握し、適切な指導や必要な支援を行う特別支援教育の理念を実現させていくためには、早期からの教育相談・支援、就学支援、就学後の適切な教育の充実を図ることが重要となります。

また、障がいのある児童生徒が学校等で教育機会を確保していくためには、学校生活に支障がないよう、情報通信技術(ICT)の発展等も踏まえつつ、教育的ニーズに応じた教科書をはじめとする教材や支援機器の活用を促進し、学校施設においては、バリアフリーに配慮した教育環境等の充実が求められます。

▼教育機関に望むこと



資料:六ヶ所村障がい者計画見直しのためのアンケート調査

▼施策の方向性

今後の取組	内容
障がい児保育等の充実	<p>障がい児が可能な限り保護者の望む保育所、こども園に入れるよう、施設定員の確保に努めるとともに、子どもの心身の状況を正確に把握することに努め、障がい児の発達が進められるよう保育内容等の充実を図ります。</p> <p>(実施先：子ども支援課)</p>
特別支援教育の充実	<p>教職員の資質向上のため、障がい児担当者研修等の一層の充実を図り、一人一人の能力や個性に応じた支援に努めます。</p> <p>障がい種別の多様化や質的な複雑化に対応できる体制を充実させるとともに、全教職員に対して特別支援教育に関する学習会・研修会等への参加を促します。</p> <p>(実施先：学務課)</p>
個別の教育支援計画の策定支援	<p>障がい児一人一人の状態に応じたきめ細かな対応ができるよう、本人及び保護者をはじめ関係機関や関係者との連携を深め、保育要録及び相談支援ファイルを作成し、発達段階に応じた個別の教育支援計画を立てることにより、障がい者の教育を長期的な視野から継続的に支援します。</p> <p>(実施先：学務課)</p>
進学相談の充実と就労先の確保	<p>障がい児の卒業後の進路に関して、進学に関する相談支援の充実を図るとともに、障がい児が自立して生活していけるよう、野辺地公共職業安定所や一般企業等と十分な連携を取り、就労先の確保に努めます。</p> <p>(実施先：福祉課)</p>
学校等施設の整備推進	<p>障がいのある児童生徒の一人一人の教育的ニーズに応じた教科書をはじめとする教材や支援機器の活用を促進し、学校等の施設におけるバリアフリー化を推進します。</p> <p>(実施先：学務課)</p>

9 雇用・就業、経済的自立の支援

(1)総合的な就労支援

▼現状と課題

障がい者が働く場合、就労先の開拓や斡旋、職業研修、定着支援、就業フォロー、さらには生活全般への支援といったものが密接に関連して初めて成り立つものであることから、就労と生活の総合的な支援が必要です。

アンケート調査によると、障がい者が働くために必要なことでは、「障がいを理解してくれること」、「障がい者が働きやすいように環境が工夫されていること」、「体調にあわせて休みや遅刻・早退ができること」などが挙げられています。

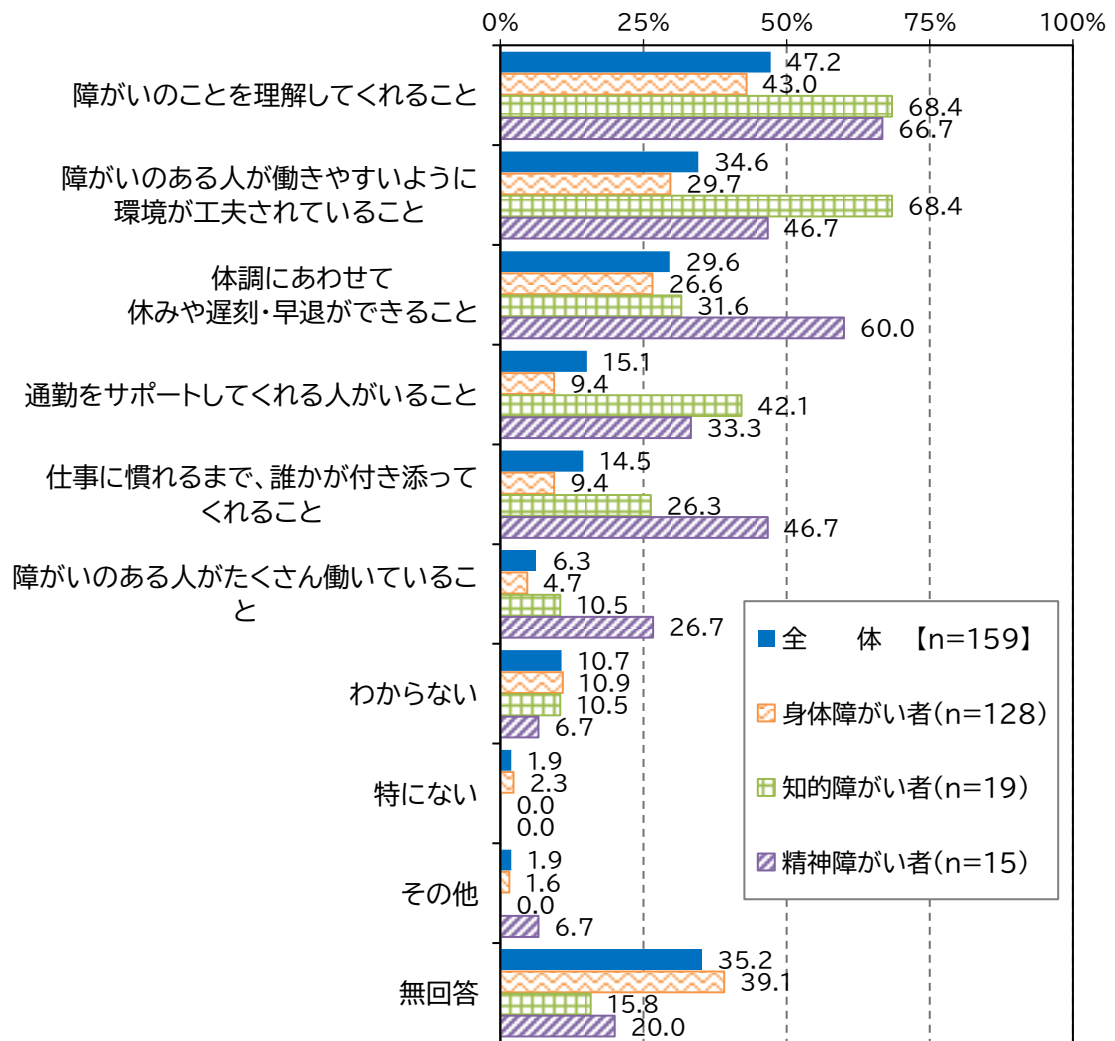
職場適応への支援については、障害者総合支援法の障がい福祉サービスの「就労移行支援」をはじめとした各種制度の活用を促進しながら、村内・近隣市町村での障がい者雇用を一層強化していくことが求められます。

また、障がい者は就労先において様々な問題を抱えていることが少なくないことから、事業主や同じ職場で働く人々に対して理解を得るための啓発活動を充実させ、障がい者の就職後の悩みに関する相談等を実施し、職場定着の向上に努める必要があります。

福祉的就労の場は、一般就労に向けた作業訓練や一般就労が困難な障がい者の働く機会を提供する場であるとともに、障がい者の相談支援や仲間づくりの場であるなど、障がい者の社会参加を支援する施設としての役割も果たしています。

今後も、障がい者の地域生活への移行が推進されることから、ますます福祉的就労の場の需要が高まることが予測されます。平成 25 年 4 月に施行された「障害者優先調達推進法」に基づき、障がい者就労施設等からの優先的な物品等の調達の推進を図るなど、福祉的就労の場の安定的な施設運営に向けた支援に努める必要があります。

▼障がい者が働くために必要なこと



資料：六ヶ所村障がい者計画見直しのためのアンケート調査

▼施策の方向性

今後の取組	内容
労働環境の整備促進	<p>野辺地公共職業安定所等との連携を強化し、障がい者が自らの状況に応じた多様な形態での勤務ができるよう、短時間勤務、フレックス制度等に対する企業・雇用主への理解を求め、無理のない就労環境の整備等の啓発に努めます。</p> <p>(実施先：福祉課)</p>
ジョブコーチ制度の積極的活用による職場定着率の向上	<p>障がい者が職場に適応できるよう、職場に出向いて直接支援を行うジョブコーチ（職場適応援助者）制度の普及啓発を行い、積極的な活用による障がい者の職場定着を促進します。</p> <p>(実施先：福祉課)</p>
職場における障がい者理解の啓発	<p>就労先で障がい者が偏見や差別的対応を受けることなく安心して働くことができるよう、障がい者理解の啓発に努めます。</p> <p>(実施先：福祉課)</p>
福祉的就労での就労支援の充実	<p>一般企業での就労が困難な障がい者の働く場を確保するため、広域利用による通所施設での就労継続支援事業の実施を支援し、利用促進のための周知を行います。</p> <p>(実施先：福祉課)</p>
職業訓練校などの職業訓練に関する情報提供	<p>「県立障害者職業訓練校」、「地域障害者職業センター」など、障がい者のための職業訓練に関する情報提供に努めます。</p> <p>(実施先：福祉課)</p>
障がい者就労施設等への支援	<p>「障害者優先調達推進法」に基づき、障がい者就労施設等からの物品・役務の調達の充実に図ります。</p> <p>(実施先：福祉課)</p>

(2)障がい者雇用の促進

▼現状と課題

障がい者が地域で質の高い自立した生活を送るためには就労が重要であるとの考え方の下、働く意欲のある障がい者がその適性に応じて能力を発揮することができるよう、障がい者雇用の理解と促進を図り、就業機会の確保に努める必要があります。

青森県における民間企業の障がい者雇用率は、令和4年6月1日現在で2.41%と法定雇用率を上回り過去最高を更新していますが、今後、法定雇用率は段階的に引き上げられることから、障がい者法定雇用率や、障がい者雇用促進のための助成金及び援助制度、あるいは税制上の優遇措置についての周知に努め、事業主や同じ職場で働く人々に対して理解を得るための啓発活動を充実し、障がい者の雇用の促進と定着を図る必要があります。

▼施策の方向性

今後の取組	内容
事業主等への啓発、 広報	ハローワーク等の雇用関係機関と協力し、障がい者の雇用促進のため、民間企業等に対して障がい及び障がい者の正しい理解を促す啓発・広報に努めます。 (実施先：福祉課)
各種助成制度の周知と 利用促進	野辺地公共職業安定所等の雇用関係機関と協力し障がい者を新たに雇い入れることで作業施設や設備の改善をする等の経済的負担に配慮した助成金の制度について周知し、障がい者の雇用の促進します。 (実施先：福祉課)

(3) 経済的自立の支援

▼現状と課題

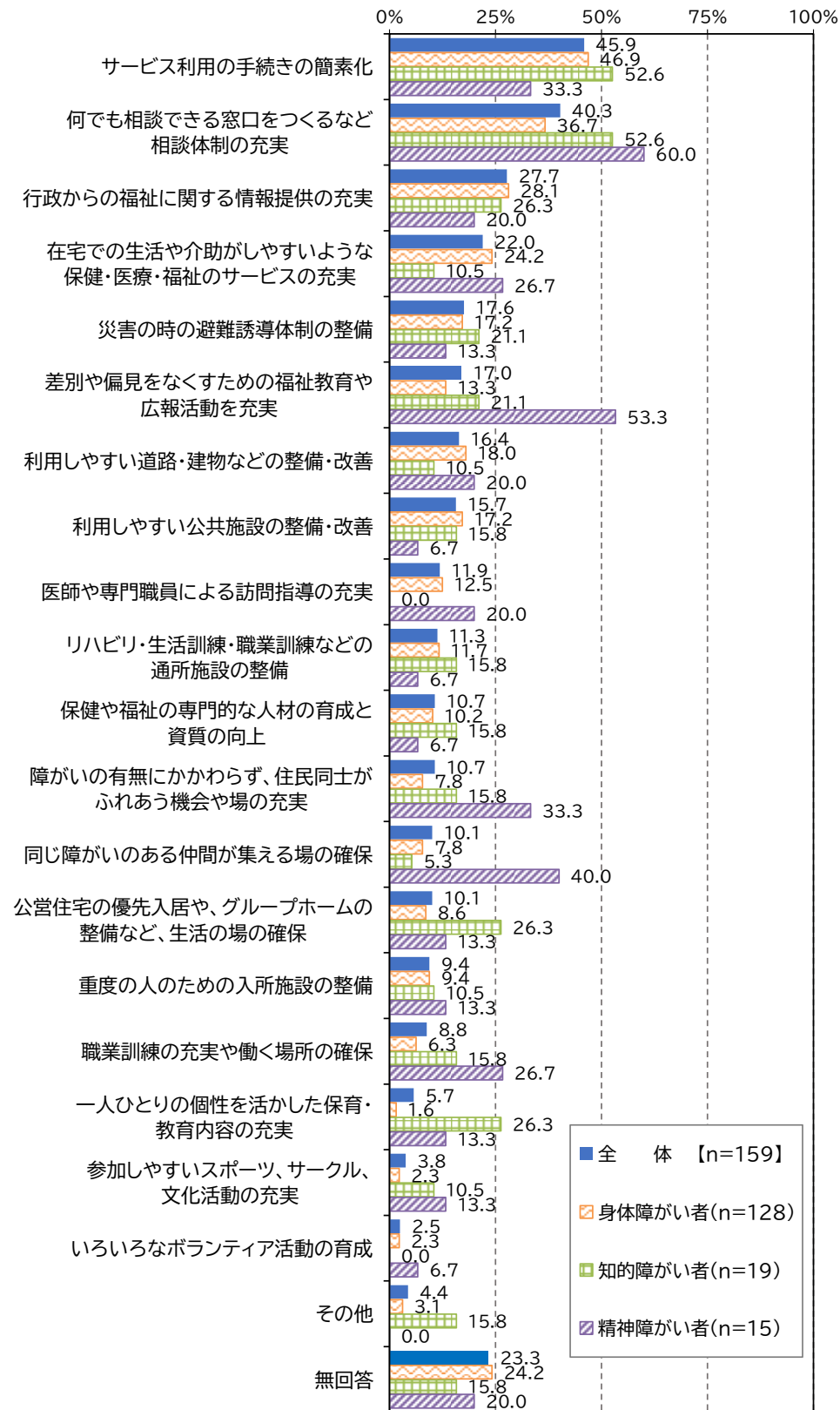
障がい者が地域社会の中で自立した生活を営んでいくためには、就労機会を広げ、雇用を確保するとともに所得保障や経済的負担の軽減を図る必要があります。

アンケート調査によると、暮らしやすい村づくりのために力をいれてほしいことで、最も多い回答は、「サービス利用の手続き簡素化」となっています。

村では、年金・手当・税の減免、医療費の助成等について、手帳交付の際などに、利用できる制度を紹介していますが、認知度の低い制度もあることから、周知の徹底が必要です。

このほか、地域生活をする上で社会的に優遇措置を受けることができるよう身体障害者手帳、愛護手帳、精神保健福祉手帳等の制度の周知を図り、それぞれの団体の会員の増加と活動の活性化を図ることも重要です。

▼暮らしやすい村づくりのために力をいれてほしいこと



資料:六ヶ所村障がい者計画見直しのためのアンケート調査

▼施策の方向性

今後の取組	内容
年金、手当制度の周知及び充実	障がい者の所得保障のため、公的年金制度や各種手当制度の周知徹底に努めます。 (実施先：福祉課)
税の減免、各種割引制度の周知及び充実	障がい者の社会参加や通院などに要する経済的負担を軽減するため、税の減免制度や JR 等の運賃、料金の割引制度について周知徹底に努めます。 (実施先：福祉課)
公共施設利用料等の割引制度活用の促進	公共施設の利用料、入場料や NHK 放送受信料等の割引制度の周知及び活用の促進を図ります。 (実施先：福祉課)
住宅改修費助成制度の充実	(再掲) (実施先：福祉課)

(1)文化芸術活動及びスポーツ等に親しめる環境の整備

▼現状と課題

平成30年6月に「障がい者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行されています。この法律は、障がい者が文化芸術（音楽、映画、絵など）を鑑賞・参加・創造するための環境整備や、そのための支援を促進することを目的としています。

障がい者にとっての文化芸術活動は、単に趣味として生活に潤いを持たせるだけでなく、自身の教養を高め、自己の存在を社会にアピールするための有効な手段でもあり、美術や音楽などにおいては、障がい者がその個性を発揮し、文化芸術を生み出す力が評価されてきています。

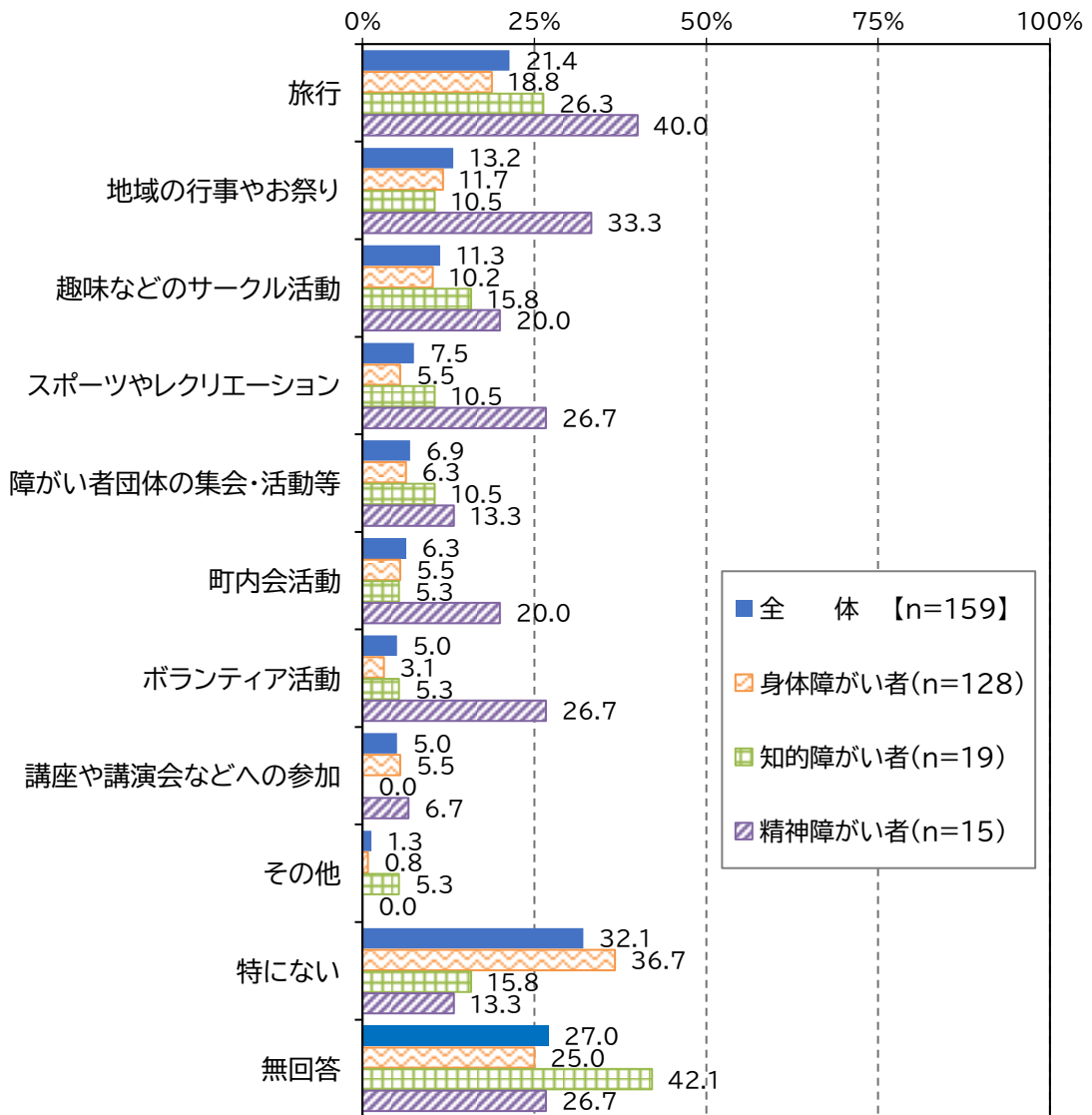
また、障がい者にとってスポーツ・レクリエーションは体力の維持増進・残存能力の向上や、スポーツ・レクリエーションを通じて障がいのある人とない人とが交流し、お互いに理解と認識を深めることから大きな役割を果たしています。さらに、障がい者スポーツは、以前のリハビリの一環という考え方から、生活を豊かにするためのものへと広がってきており、パラリンピック等の競技性の高い障がい者スポーツにおいては、アスリートの育成も推進されています。

アンケート調査によると、今後の余暇活動としてどのようなことがしたいかでは、「旅行」、「地域の行事やお祭り」、「趣味などのサークル活動」、「スポーツやレクリエーション」が比較的多い回答で挙げられています。

障がいの種別、程度にかかわらず、誰もが気軽に文化芸術活動やスポーツ・レクリエーション活動に参加できるような機会の拡大を図り、障がい者が参加しやすい環境を整える必要があります。

また、障がい者の場合、介助者なしに文化芸術活動やスポーツ・レクリエーション活動に取り組むことが困難な場合があり、個別の力で介助者を確保することは限界があります。障がい者がどのような支援を必要としているか把握し、障がい者のニーズに応じた支援を行う必要があります。

▼今後の余暇活動としてどのようなことをしたいか



資料:六ヶ所村障がい者計画見直しのためのアンケート調査

▼施策の方向性

今後の取組	内容
スポーツ・レクリエーション活動の支援	障がい者がスポーツに親しむ機会を提供するとともに、「青森県障害者スポーツ大会」などの国・県や障がい者団体が実施するスポーツ活動を支援します。 (実施先：福祉課)
文化活動の支援	発表会や展示会の実施など、障がい者による文化活動を支援するとともに、発表の場の確保に努めます。障がい者が文化・芸術活動に参加しやすくなるよう、支援します。 (実施先：社会教育課)
各種イベント等への参加促進	村主催の各種行事、各種イベント等の地域行事への障がい者の参加を促進するため、必要な場合は手話通訳者の派遣など参加しやすい環境づくりや参加の呼びかけ等を行います。 (実施先：福祉課)

第5章

計画の推進

第5章 計画の推進

1 計画の推進

(1) 関係機関、地域との連携

障がい者に関わる施策分野は福祉のみならず、保健、医療、教育、就労等、多岐にわたっているため、福祉課が中心となる中で、これら村内関係各部門との連携を図りながら、計画を推進していきます。また、障がい者施策については、就労をはじめとして国や県の制度に関わる分野も多いことから、これら国、県の関係各機関との連携を図っていきます。

中でも、サービス提供や基盤整備については、サービスを利用する障がい者のニーズを適切に把握し、その意向を反映することはもちろんですが、障がい及び障がい者に対する地域社会の理解を得ることも重要です。障がい者及び障がい者団体、社会福祉協議会、サービス提供事業者、医療機関、ボランティア団体、民生委員・児童委員などの連携が図られるよう支援していきます。また、近隣市町村とも、施設の広域利用などの面について連携を図ることにより十分なサービス提供体制を確保します。

また、本計画の大きな課題である障がい者の地域生活への移行、就労支援等の推進に当たっては、福祉サイドのみならず、雇用、教育、医療といった分野を超えた総合的な取組が不可欠です。

(2) 人材の育成・確保

障がい者福祉に関係する人には、障がいや障がい者を正しく理解し、障がい者の気持ちや要望をくみ取ることが重要です。意見や要望に十分に耳を傾けながら、障がい者に接することができるよう、福祉関係者、ボランティア等のさらなる資質の向上に努めます。

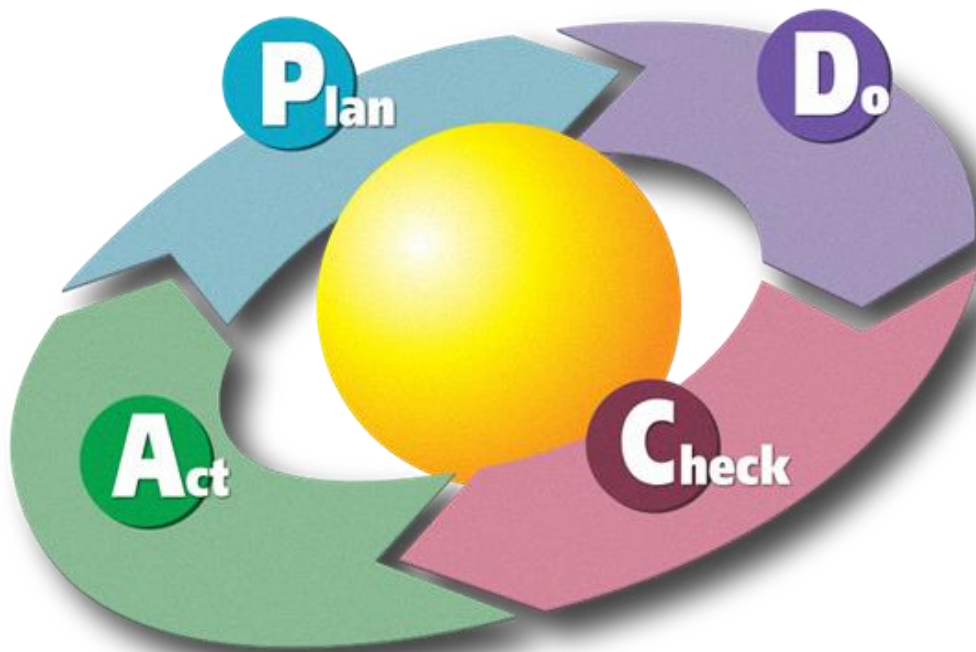
また、より質の高い福祉サービスを充足させるため、専門的知識のある人材を育成し、確保していくことも求められています。

さらに、障害者総合支援法に基づき、相談支援専門員等の人材の確保にも積極的に取り組んでいきます。

2 計画の進行管理体制

本計画の推進にあたっては、福祉課が中心となり計画の進行を管理していきます。また、障害者権利条約第31条、第33条等の趣旨を踏まえ、「証拠に基づく政策立案」の実現に向け、障がい者施策のPDCAサイクルを構築し、着実に実行していきます。

●PDCAサイクルの概念図



※PDCA

- ① Plan（企画）：従来の実績や将来の予測などをもとにして業務企画を作成する
- ② Do（実施）：企画に沿って業務を行う
- ③ Check（評価）：業務の実施が企画に沿っているか、実施状況进行评估する
- ④ Act（見直し）：進捗状況の評価を踏まえ、取組の見直しを行う

資料編

資料編

1 六ヶ所村地域自立支援協議会設置要綱

平成21年11月10日訓令第28号

改正

平成22年3月19日訓令第21号

平成29年6月26日訓令第15号

六ヶ所村地域自立支援協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この訓令は、六ヶ所村地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 障害者の生活を支えるため、相談支援事業の適切な運営及び地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、協議会を設置する。

(協議事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 委託相談支援事業者の運営評価等に関する事項
- (2) 困難事例への対応のあり方に関する事項
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関する事項
- (4) 地域の社会資源の開発、改善に関する事項
- (5) 六ヶ所村相談支援機能強化事業及び青森県相談支援体制整備事業の活用に関する事項
- (6) 個別ケア会議の設置、運営に関する事項
- (7) 障害者計画・障害福祉計画策定に関する事項
- (8) その他協議会の運営に関し村長が必要と認める事項

(委員及び組織)

第4条 会議の委員は、次に掲げる者のうちから、村長が委嘱又は任命する。

- (1) 相談支援事業者
- (2) 障害福祉サービス事業者
- (3) 保健・医療機関関係者
- (4) 教育機関関係者
- (5) 障害者団体関係者
- (6) 学識経験者
- (7) その他地域の障害福祉の推進のために村長が適当と認めた者

- 2 協議会に、個別ケア会議を置く。
- 3 個別ケア会議は、第1項に定める機関、団体の実務担当者及びその他必要な関係者で構成する。
(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又はかけたときは、その職務を代理する。
(会議)

第7条 会議は、必要に応じ会長が招集する。ただし、委員委嘱又は任命後の最初の会議は村長が招集する。

- 2 会長は会議の議長となり、議事を整理する。
- 3 会議は、委員の過半数の者の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 会議の議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 個別ケア会議は、必要な委員等によって適宜開催するものとし、会長が招集し、会議の進行は参集した者から互選する。

(意見聴取)

第8条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(秘密保持)

第9条 委員は、協議会において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員を退いた後においても同様とする。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第11条 この訓令に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。

附 則 (平成22年3月19日訓令第21号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年6月26日訓令第15号)

この訓令は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

2 六ヶ所村地域自立支援協議会委員名簿

委嘱・任命期間 令和5年7月5日～令和7年3月31日

NO	所属名	委員名	備考 (順番は設置要綱第4条のとおり)
1	指定相談支援事業所かけはし 施設長	天間 龍博	相談支援事業者
2	ぼんてん荘デイサービスセンター 所長	佐々木 薫	障害福祉サービス事業者
3	たもぎデイサービスセンター 所長	駒井 長吉	障害福祉サービス事業者
4	六ヶ所村地域家庭医療センター センター長	松岡 史彦	保健・医療機関関係者
5	保健相談センター 所長	佐々木 恵理子	保健・医療機関関係者
6	青森県立七戸養護学校 進路指導主事	西坂 明	教育機関関係者
7	教育委員会学務課 課長	市川 秀和	教育機関関係者
8	村身体障害者福祉会 会長	坂上 健一	障害者団体関係者
9	村手をつなぐ親の会 会長	蛭澤 雪江	障害者団体関係者
10	村民生委員児童委員協議会 会長	上長根 浅吉	学識経験者
11	村社会福祉協議会 会長	橋本 喜代二	その他村長が適当と認めた者
12	村商工会 会長	種市 治雄	その他村長が適当と認めた者
13	政策推進課 課長	吉岡 主悦	その他村長が適当と認めた者
14	子ども支援課 課長心得	三上 江理子	その他村長が適当と認めた者

○六ヶ所村地域自立支援協議会設置要綱第4条の規定により次に掲げる者のうちから、村長が委嘱または任命する。

- | | |
|---------------------------------|-----------------|
| (1) 相談支援事業者 | (2) 障害福祉サービス事業者 |
| (3) 保健・医療機関関係者 | (4) 教育機関関係者 |
| (5) 障害者団体関係者 | (6) 学識経験者 |
| (7) その他地域の障害福祉の推進のために村長が適当と認めた者 | |

3 用語解説

障害者権利条約 (P16)

障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障がい者の権利を実現するための措置等を規定しています。

例 ◆障がいに基づくあらゆる差別（合理的配慮の否定を含む。）を禁止

◆障がい者が社会に参加し、包容されることを促進

◆条約の実施を監視する枠組みを設置 等

インクルージョン (P16)

インクルージョンは、障がい者を同じ社会のなかで支え、個性を尊重するとともに多様性を活かそうという概念です。ビジネスシーンにおいては、「多様性を受け入れる」という意味のダイバーシティという言葉もよく使われます。

インクルージョンは多様性を受け入れるだけでなく、個性を尊重し、活躍するための環境を整備するという意味も含まれます。

ノーマライゼーション (P19)

障がいのある人もない人も、同じように生活し、共にいきいきと活動できる社会の実現を目指した考え方です。当初はデンマークで提唱され、「障がい者に対してノーマルな生活条件を整えること。」とされました。現在では、障がい分野を超え、年齢や性別、健康状態など、人間の多様性を尊重する、あるべき社会の理念とされています。

アクセシビリティ (P38)

アクセシビリティ (accessibility) とは、「接近できること」「近づきやすさ」「利用のしやすさ」などの意味があります。

六ヶ所村障がい者計画

(2024-2029)

令和6年 3月

発行 六ヶ所村
編集 六ヶ所村 福祉課

〒039-3212

青森県上北郡六ヶ所村大字尾駁字野附 475

TEL : 0175-72-2111 (代)

FAX : 0175-72-2604
